

No. 4月 - /

収 入 伝 票

代表者	✓	経 理 責任者	✓
-----	---	------------	---

科 目	交付金 ・ 雑収入
金 額	17,250,000 円
内 容	政務活動費交付金 4・5・6月分 として
収 入 元	静岡市会計管理者
収入年月日	6年 4 月 8日
備 考	06-04-08 FF シス〃カシカケイカンリ *17,250,000 ¥250,000 × 23名 × 3ヶ月分
	出納簿 確認印

000001

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 4日				
支払年月日	6年 4月 8日				
金 額	16,280 - 円				
内 容	コピー機リース料 4月分 として				
支 払 先	リコーリース				
備 考					
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000002

自由民主党

静岡市議会議員団 御中

発行日 2024年04月08日

領収証番号 0000000576



リコーリース株式会社

登録番号 T7010601037788

東京都港区東新橋1丁目5番2号

領収証

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

領収日	2024年4月4日
領収額	16,280円

印紙税申告納
付につき税関
税務署承認済

お支払方法 口座振替

振替口座

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

シナウミソルトウ シス"オカシキ"カイキ"インタ"ン

領収明細書

契約番号	請求期間	回数	金額	消費税等	税率
	24. 4. 1~24. 4. 30	25	14800	1480	10

続きは裏面をご覧ください。

000003

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 8日				
支払年月日	6年 4月 8日				
金 額	19,140 - 円				
内 容	コピー機 リース料4月分として				
支 払 先	三菱HCビジネスリース				
備 考	06-04-08 BF *19,140 HC)ミツビシHBL ◆ 支払方法は口座振替です。				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000004

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	1	9	1	4	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

コピー機リース料 4月分として

支払年月日 R6 年 4 月 8 日

支払先住所 東京都港区西新橋一丁目3番1号

支払先名称 三菱HCビジネスリース

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R6 年 4 月 8 日

自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000005

No. 4月 - 5

支 出 伝 票

		代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 8日				
支払年月日	6年 4月 8日				
金 額	1,131 - 円				
内 容	消耗品代(電源タップ)として				
支 払 先	栗田商会				
備 考 ※明細は別紙参照					
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000006

領 収 証

静 No 402082

自由民主党静岡県支部 殿

令和 6 年 4 月 8 日

右金額正に領収致しました	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
					¥	1	1	3	1
内消費税額									

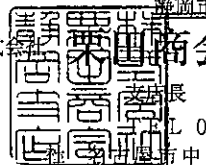
ただし 事務用品代として

10%対象 軽減8% 非課税

金額
(税込) ¥1131
消費税 ¥102
☒ 現金 ☐ 小切手 /
☐ 相殺 ☐ 手形 /
☐ 振込 B/K 店

収入印紙

株式会社



本

静岡県静岡市清水区上前津二丁目11番1号

取扱者印



本領収証に社印取扱者印無きもの金額訂正のもの及び複写書でないものは無効とします

登録番号 T4180001028044

000007

No. 4月 - 5

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人 件 費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 8日				
支払年月日	6年 4月 8日				
金 額	40,000 円				
内 容	事務所賃料 4月分				
支 払 先	第一不動産				
備 考 ★ 丹沢卓久 議員 事務所賃料 ¥80,000 × 1/2 = ¥40,000 所在地： 静岡市葵区銭座町30 契約書の写しを添付					
					出納簿 確認欄 ✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

000009

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	4	0	0	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4月分

(月額賃料の1/2)

支払年月日 6 年 4 月 8 日

支払先住所 静岡市葵区田町5-10-1

支払先名称 第一不動産

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

令和 6 年 4 月 8 日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木和彦

000010

建物賃貸借契約書

賃貸人

賃借人

丹沢卓久

貸店舗事務所 1 階

2023 年 8 月 1 日

静岡市葵区田町 5 丁目 10-1
株式会社第一不動産
静岡田町店

TEL:054-272-1111

FAX:054-272-1395

000011

重要事項説明書(建物の賃貸借用)

丹沢卓久 様

令和 5 年 7 月 20 日

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次ぎのとおり説明します。(この内容は、重要ですから十分理解されますようお願いいたします。)

静岡県知事免許(10 号)
許可年月日平成29 年 月 日
静岡市葵区田町5丁
株式会社第一不動産
代表取締役 中島 敦

説明をする 宅地建物 取引士	氏 名 登録番号 業務に従事 する事務所	株式会社第一不動産 静岡市葵区田町5丁目10-1 054-272-1111
取引の態様(宅地建物取引業法第34条第2項)	媒介	
貸主		

1. 物件の表示

住 所	静岡県静岡市葵区銭座町30	所 在	静岡市葵区銭座町30番地3
種 類	居宅店舗	工事年度	平成5年12月4日新築
物件名称	高塚貸店舗事務所	建物構造	木造スレート葺3階建
部屋番号	1階	専有面積等	49.58㎡(約15坪)
間 取 等	事務所		
交通機関	JR東海道本線「静岡駅」徒歩32分		

2. 契約金に関する事項

賃 料	税込 80,000円
共 益 費	
日割共益費	
町内会費	
礼 金	
敷 金	
権 利 金	
保 証 金	
駐 車 料	
仲 介 料	
合 計	

3. 借賃以外に授受される金額

金 額	授受の目的
1	
2	

4. 金銭貸借の旋

貸借の旋の有・無	無
貸借の成立しない措置	

5. 契約期間及び更新に関する事項

契約期間	(始期)令和5年8月1日 (終期)令和7年7月31日 (2年)
更新に関する事項	賃貸借契約(自動更新・合意更新) 建物損害賠償保険(更新必須) 賃貸保証(更新必須)

6. 登記簿に記載された事項

(2023年7月14日現在)

建 物 名 義 人	
所有権にかかる権利に関する事項(甲区)	所有権以外の権利に関する事項(乙区)
備考	備考 賃貸借物件が競売により新買受人が決定した場合、本契約は終了し、6ヶ月間の猶予期間をもって賃貸借物件を明け渡さなければならない場合があります。この場合、敷金は元の貸主に返還請求することになります。新買受人には求めることは出来ません。但し、6ヶ月間の明け渡し猶予期間に賃料相当額の支払いが滞ると明け渡し猶予期間は消滅します。この明け渡し猶予期間中は新買受人には貸主としての補修義務はありません。

7. 飲用水、電気、ガスの供給施設、設備の整備の状況

直ちに利用可能な施設	施設の整備予定	備 考
水 道	公 営	上下水道サービスセンター 054-251-1132
電 気	中部電力	中部電力 0120-921-691
排 水	公共下水	上下水道サービスセンター 054-251-1132
ガ ス	都市ガス	静岡ガス 054-285-2111

000012

8. 建物の設備の整備の状況(完成物件のとき)

建物の設備	有 無	形式・内容等	建物の設備	有 無	形式・内容等
台 所	有		外 看 板	無	
トイレ	有		冷暖房設備	無	
自動ドア	無		駐 車 場	有	建物前面(北街道側)
照明器具	無		エレベーター	無	
給湯設備	無		そ の 他		

9. 当該建物が造成宅地防災区域内か否か

造成宅地防災区域	区域外
----------	-----

10. 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害警戒区域	区域外
----------	-----

11. 当該建物が津波災害警戒区域か内か否か

津波災害警戒区域	区域外
----------	-----

12. 水防法の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水 有	雨水出水(内水) 有	高潮 無
水害ハザードマップにおける建物の 所在地	別紙による		

13. 建物建築の工事完了時における形状、構造等(未完成物件の時)

--

14. 法令に基づく制限の概要(法令名及びその趣旨)

新住宅市街地開発法32条1項	非該当	流通業務市街地の整備に関する法律38条1項	非該当
新都市基盤整備法51条1項	非該当	農地法73条1項	非該当

15. 契約の解除に関する事項

または借主は本賃貸借期間であっても、貸主は6ヶ月前、借主は2ヶ月前迄に各々相手方に予告を持って解約を申し出ることができ、この場合予告期間の満了と同時に賃貸借契約は終了する。

16. 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

- 1) 賃借人は、賃貸借契約に基づく金銭債務の支払いを遅延した場合には、遅延したその日から当該債務の支払いの日までの日数に応じ、年利14.6%の遅延損害金を支払わなければなりません。
- 2) 賃借人は賃貸借契約終了後、賃貸借物件の明け渡し完了しないときは、使用損害金として契約終了後に使用している期間の賃料等の2倍相当額を賃借人に支払わなければなりません。

17. 支払金又は預かり金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか	講じない
保全措置を行う機関	

18. 石綿(アスベスト)使用調査の内容

石綿(アスベスト)の使用調査結果の記録の有無	無	石綿(アスベスト)使用調査の内容	未調査
------------------------	---	------------------	-----

19. 耐震診断の内容

耐震診断の有無	無	耐震診断の内容	無
---------	---	---------	---

20. 建物状況調査の結果の内容(既存の建物のとき)

建物状況調査実施の有無	無	建物状況調査の結果の内容	無
-------------	---	--------------	---

21. 敷金・保証金等の精算に関する事項

- 1) 敷金は無利息として賃借人に預け入れます。賃借人より未払い賃料等との相殺を要求することはできません。
 - 2) 賃貸借契約の合意解除の場合、敷金の返還は以下のとおりとします。
 - ① 賃借人は契約終了後3週間以内に、敷金の精算に関する提示を賃借人に行います。
 - ② 提示に対する賃借人の合意より、1ヶ月以内に賃貸借契約第7条規定による返還を行います。
- 賃借人は本物件明け渡しの時に未納賃料等の賃借人が負担すべき債務が存在する場合は、敷金から差し引くことが出来る。

22. 用途その他の利用の制限に関する事項(該当)(注…区分所有建物の場合に該当)

	専有部分の制限に関する規約等	そ の 他
用途制限	無	無
利用制限	無	無

23. 管理の委託先(非該当)(注…区分所有建物の場合に該当)

氏 名 (商号・名称)	中高層分譲共同住宅管理業者登録規定に登録番号: 無・有〔 〕
住 所 (主たる事務所の所在地)	

23. 供託所等に関する説明(宅建業法第35条の2)

供託所の所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15
保証協会の所在地	(社)不動産保証協会 東京都千代田区紀尾井町3-30
静岡県本部所在地	静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル8階 ☎054-285-1208

24. その他(備考)

1. 仲介手数料は借主が賃料の1ヶ月分消費税分を負担して下さい。
2. 本物件引き渡しは現状有姿となります。本物件内のトイレ・専用台所を除く諸設備(冷暖房等の什器及び本物件内における残置物)は前賃借人より賃借人に無償譲渡されたものです。

以上の重要事項につき宅地建物取引士より宅地建物取引士証を提示され説明を受け、この説明書を受領しました。

住所 静岡市葵区東産田町2-3 | 氏名 丹水卓久



000013

建物賃貸借契約書

貸貸人 _____ (以下甲という)

賃借人 丹沢卓久 (以下乙という)

上記甲・乙間に於いて、次の通り建物（以下「本件建物」という）の賃貸借に関する契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条 [物件の表示]

所在地 静岡県静岡市葵区銭座町 30
建物構造 木造スレート葺3階建
物件名称 [REDACTED] 貸店舗事務所
賃貸借の対象部分 1 階 49.58 m²(約 15 坪)
賃貸借の対象となる設備 別紙のとおり

第2条 [使用目的]

乙は、第1条記載の賃貸借の対象部分(以下「本物件」という)を乙の事務所としてのみ使用するものとし、他の用途に使用することができない。

第3条 [貸借期間]

貸借期間は2023年(令和5年)8月1日より2025年(令和7年)7月31日迄の2年間とし、甲は期間満了6ヶ月前迄、乙は期間満了3ヶ月前迄に双方いずれかより契約を更新しない旨の書面による通知がない場合本契約と同一条件を以て2年間契約更新され、以後も同様とする。

第4条 [質 料]

1. 賃料は月額金 80,000 円也(消費税を含む)とし、乙は毎月末日迄に翌月分を第5条記載のその他負担金と合わせて甲指定の下記口座に振込支払うものとする。但し、振込手数料は乙の負担とする。

振込先 [REDACTED] 宛

2. 賃料発生日は2023年8月1日とすることを甲は了承した。
3. 賃料は2年毎、甲・乙協議の上改定する事ができる。
4. 公租公課又は経済情勢の変動等により賃料増減の必要が生じた場合は前項の期間経過以前といえども甲・乙協議の上、賃料の改定を行うことが出来る。
5. 乙は本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延した場合には、遅延したその日から当該債務の支払い日までの日数に応じ、年利14.6%の遅延損害金を支払うものとする。

第5条 [その他負担金]

1. 本物件の公租公課は甲の負担とする。
2. 電気・水道・瓦斯の基本料金・使用料金は全て乙の負担とする。
3. 本物件の所在する町内会費・近隣交際費等は全て乙の負担とする。
4. 乙の施工した乙所有の造作物等に掛かる公租公課は乙の負担とする。
5. 本契約締結と同時に加入する火災保険等料金は乙の負担とする。

000014

第6条 [消費 税]

消費税(国税)及び地方消費税(都道府県税)は10%の税率を適用しているが、将来税率が変動した場合は、その税率を乗じた額を乙は甲に支払う。

第7条 [敷 金]

1. 乙は、敷金として一金 80,000 円也を甲に預託する。尚、敷金は無利息とする。
2. 賃貸借期間中、乙は甲に預託した敷金を以て賃料、その他債務の弁済に充当するよう請求することは出来ない。
3. 賃貸借期間中、乙の甲に対する延滞賃料・損害金等の債務がある場合は、甲は任意に敷金を以て債務の弁済に充当することができる。この場合、乙は15日以内に敷金不足額を補填しなければならない。
4. 甲は、本契約が終了し乙が本物件を完全に明け渡し、甲から乙に対して行われた敷金精算に関する提示を、乙が同意した日より1ヶ月以内に、乙に敷金を返還する。
尚、乙の甲に対する延滞賃料・損害金等の債務がある場合は、前項同様、敷金を以て債務の弁済に充当することができる。

第8条 [管理及び使用義務]

1. 本物件内の乙の帰属物(給排水管・瓦斯管・グリーストラップ等含む)の維持修繕費用は乙の負担とする。但し、建物躯体・主要構造部に関する維持修繕費は甲の負担とする。又、負担区分が明らかでない場合は甲・乙協議の上、決定する。
2. 乙は、甲の承諾無く本物件の造作・模様替え、その他原状を変更してはならない。
3. 乙は、本物件を善良なる管理者の注意を以て使用しなければならない。
4. 乙は、自らに起因する水漏れ・火災等の事故により甲に与えた損害を補償する義務を負う。
5. 乙の施工或は本物件使用上の問題等において、建築基準法及び消防法等の法令規則により監督官庁から命令・指導を受けた場合は乙の負担でこれを改善しなければならない。

第9条 [禁止事項]

1. 乙は、本物件に於いて有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。
2. 乙は、賃借権の譲渡・転貸又は担保質権の対象としてはならない。
3. 乙は、本件建物の階段・廊下等の共用部分に不衛生物・危険物・その他一切の私物を放置してはならない。
4. 乙は、本物件を居住の用に供してはならない。

第10条 [届出義務]

本契約各条項の実行を円滑にするため、以下の各号に定める事項が生じたときは、乙は直ちに甲に対してその旨書面で通知しなければならない。

- (1)住所(個人)、所在地(法人)の変更。
- (2)経営者(個人)、代表取締役(法人)の変更、増員。
- (3)屋号もしくは営業目的(個人)、商号もしくは定款の目的(法人)変更。
- (4)本物件における責任者の変更。

第11条 [反社会的勢力の排除]

1. 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずるものまたはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2)自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4)自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力をもちいる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
2. 乙は本物件の使用に当たり以下の行為を行ってはならない。
 - (1)本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動を拠点に供すること。
 - (2)本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近

000015

4. 乙が賃料等の支払いについて賃貸保証システムを利用する場合に於いて、乙が賃貸保証会社との間で締結している賃貸保証契約等に違反するなどし、解除・取り消しがなされた場合、甲は、本契約を解除することが出来る。
5. 乙は、本契約が終了した後において本物件の明け渡し完了しないときは、使用損害金として契約終了日の翌日から明け渡し完了日までの期間につき、一日契約終了時の賃料等の日割額の2倍相当額を甲に支払わなければならない。

第18条 [原状回復]

1. 契約期間満了、解約、解除その他の事由によって本契約が終了した場合には、乙は期間満了の期日までに乙の負担において本物件を原状回復の上これを甲に明け渡す。
2. 本物件の原状とは事務所の状態とする。新設・付加した諸造作、設備、及び乙所有の備品類等を乙の費用をもって収去及び撤去するものとする。但し、甲が次の入居者が入居し易い状態であると判断した場合は、甲乙協議の上、乙は本物件を原状回復する義務を免れるものとする。
3. 乙が、本条1項の明け渡しに際し本物件を原状に復さないときは、甲がこれを行い、その費用を乙に請求できる。
4. 前項の原状回復の際、本物件内に放置した乙帰属の造作物・物品等は、乙がその所有権を放棄したものとみなし甲が処分・撤去しても乙は異議を申立てず、又甲に対し何等の金銭の請求はできない。
5. 本契約終了の際、移転料・立退料・乙の装備・付加した備品・造作の買取、その他如何なる名目においても、乙は甲に対して金銭等の請求及び造作物買取請求権の行使は一切できない。

第19条 [連帯保証人]

1. 連帯保証人(以下丙という)は本契約に基づく乙の甲に対する一切の債務について、乙と連帯して履行の責を負うものとする。尚、丙の連帯保証の効力は、本契約が自動更新された場合でも継続維持される。
2. 丙が死亡或は所在不明の場合、又は差押・仮差押・仮処分・破産の申立又は刑事訴追を受ける等保証人として不適当と認められるに至ったときは、甲は乙に対し連帯保証人の追加又は変更を求める事が出来る。この場合、乙は直ちに甲の請求する資格を有する連帯保証人をたて再契約を締結しなければならない。
3. 乙が賃料等の支払いについて賃貸保証システムを利用する場合に於いて、乙及び丙は本契約存続中はその賃貸保証契約等を解除することは出来ない。また、本契約期間満了に伴い利用している賃貸保証契約期間も満了となる場合に於いて、乙及び丙はその満了日までに賃貸保証契約等の更新手続きを完了させなければならない。
4. 乙の使用する賃貸保証会社に保証債務の不履行、若しくはそれに準ずる事態が発生した場合、乙は甲の承認を受け資力を有した連帯保証人を立て再契約を締結、若しくは甲の指定する新規賃貸保証会社と賃貸保証契約等を締結しなければならない。
5. 丙は、乙から①財産及び収支の状況、②本契約から生じる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、並びに、③本契約から生じる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容につき、情報提供を受けたことを確認し、乙は丙に対して情報提供した内容が真実かつ正確であり、過不足がないことを表明保証する。
6. 連帯保証人の負担する債務の極度額は、賃料及び共益費の24ヶ月分を上限とする。

第20条 [乙から丙への委任]

1. 乙は、丙に対し、次の各号の何れかに該当した場合に限り、本契約を解除する権限ならびに解除に伴う本物件の明渡し、及びこれに関する一切の権限を委任する。乙は丙が委任された権限を行使したことにつき、甲及び丙または関係者に対して不服の申立てまたは損害賠償等の請求は出来ない。
 - (1) 乙が賃料等の支払を2ヶ月分以上怠り、又は度々遅滞し、甲の催促によってもその支払いをしないとき。
 - (2) 乙が甲への届出をせず、所在不明のまま1ヶ月以上を経過したとき。
 - (3) 乙が死亡又は破産その他の事由により、本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
2. 乙は、本契約の存続する限り、前項の委任を解約することは出来ない。

第21条 [損害保険]

1. 乙は、乙の帰属物の劣化等あるいは自らに起因する水漏れ・火災等の事故により甲及び他の賃借人に与えた損害を補償する為に、損害賠償保険(店舗総合保険等)に加入する義務を負う。尚、本物件の賃貸借契約が継続する限り、乙は保険契約も更新する義務を負う。

第22条【個人情報の保護】

1. 甲・乙・丙及び仲介人は、契約書及び契約にかかわる書類に記載されている個人情報の漏洩を防ぎ、契約終了後も個人情報を守秘することとする。
2. 契約の当事者以外の者による契約記載の個人情報の問い合わせには、甲・乙及び仲介人は一切回答しない。但し、生命・身体・財産を保全するために緊急の必要がある場合はこの限りではない。
3. 乙は、契約書及び本契約にかかわる書類に記載されている個人情報を、甲の賃貸借契約の履行及び契約終了時の敷金精算業務を含む賃貸管理の履行のため、仲介人及び甲の指定する管理会社が使用することを認める。
4. 乙は、甲及び仲介人の個人情報の内容に相違があった場合には、他の法令の規定により特別の手続きを認められている場合及び本契約の履行に必要な項目を除き、甲及び仲介人に訂正を行うよう要求することが出来る。
5. 乙は、第3項に違反して取扱われている又は不正に取得された、乙の個人情報の利用停止を要求することが出来る。但し、他の法令の規定により特別の手続きを認められている場合及び本契約の履行に必要な項目を除く。

第23条【特約事項】

1. 地震注意勧告が発令された場合には、安全を期する為に、乙は営業を停止し、賃貸借物件より即時退去し安全な地域に避難しなければならない。
2. 甲が自己破産、会社更生手続、民事再生手続を申立て、支払いの停止もしくは第三者から差押えを受けたとき、甲は乙より預託されている敷金を直ちに乙に返還しなければならない。
3. 当該物件の使用目的が「危険ドラッグの販売」と判明した場合、甲は乙に対し当該賃貸借契約を解除することができる。
4. 本物件引き渡しは現状有姿とするが、本物件内のトイレ・専用台所を除く諸設備(冷暖房・照明等の什器及び本物件内における残置物)は前賃借人より乙に無償譲渡されたものであることを甲乙は確認し了承する。したがって本契約開始後、本物件内諸設備(トイレ・専用台所を除く)の不良、故障における修理及び修理費用、又は廃棄及び廃棄費用は乙の負担にて行うものとする。
5. 本契約第19条連帯保証人については適用しないことを甲乙は了承する。
6. 本契約は日本語をもって正文とし、本契約につき日本語以外の言語による翻訳文が作成される場合において、正文とかかる翻訳文との間に齟齬が存する場合には、当然に日本語による正文契約書が優先する。

第24条【その他】

1. 本契約書に記載無き事項は民法及び慣習に従い、双方誠意を以て円満なる解決を図る。
2. 宅地建物取引業者への報酬は国土交通大臣が定めた額とし、本契約締結と同時に立会業者に支払う。

第25条【管轄裁判所】

本契約に関して生じた訴訟その他の紛争については、賃貸借物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

※上記の契約を実証するため本契約書式通を作成し、甲乙各壹通を保持する。

000017

2023年(令和5年)7月24日

住所

貸主(甲)

氏名

印

住所

静岡市葵区東鷹匠町2-31

借主(乙)

氏名

丹沢卓久



※立会業者

免許番号 静岡(10)第
静岡市葵区田町5丁目
株式会社 第一不動産
代表取締役 中島 敦
宅地建物取引士
登録番号

[契約担当者]

000018

丹沢卓久議員事務所



000019

No. 4月 - 6

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人 件 費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 8日				
支払年月日	6年 4月 8日				
金 額	15,000 円				
内 容	事務所賃料 4月分				
支 払 先	東海ハウジング				
備 考	★ 宮城島史人 議員 事務所賃料 ¥30,000 × 1/2 = ¥15,000 所在地： 静岡市清水区三保108-1 契約書の写しを添付				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000021

支 払 証 明 書

金額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	1	5	0	0	0

内 訳

- 科 目
- 1 調査研究費

2 研 修 費

3 広報広聴費

4 要請・陳情活動費

5 会 議 費

6 資料作成費

7 資料購入費

8 人件費

⑨ 事務所・事務費

内 容

事務所賃料 4月分
(月額賃料の1/2)

支払年月日 6 年 4 月 8 日
支払先住所 静岡市清水区三保108-7
支払先名称 東海ハウジング

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

令和 6 年 4 月 8 日
会派名 自由民主党静岡市議会議員団
代表者名 鈴木和彦

建物賃貸借契約書

令和 3 年 11 月 1 日

██████████貸事務所

宮城島 史人 様

宅地建物取引業 県知事免許（8）第 7318 号
住宅・店舗設計施工

（有）東海ハウジング

〒424-0901 静岡市清水区三保 108-7

TEL 054-334-9777 FAX 054-334-7988

Mail

████████████████████

000023

建物賃貸借契約書 (事業用)

頭書

(A) 賃貸建物の表示 ※宅建業法37条1-2

所在地	静岡市清水区三保108-1				家屋番号	
建物名称	[REDACTED] 貸事務所		階 数	1 階部分	部屋番号	
建物用途	事業用 (非居住)	建物種別	店舗 (事務所) ・倉庫・その他 ()			
建物構造	木造			専有部分	床面積 :	m ²
建物構造	2階建て	総面積	m ²	敷地面積	m ²	駐車場 2台駐車

(B) 賃借人の業種及び建物の使用目的 (建物の使用目的が、暴力団等反社会的勢力の事務所・その他活動拠点、違法薬物・危険ドラッグの製造販売又は使用のため等は、不可)

賃借人の業種	
建物の使用目的	事務所

(C) 賃貸借期間 ※宅建業法37条1-4

始 期	令和3年 11 月 1日から	1 年 月間
終 期	令和4年 1 0 月 3 1日まで	
目的物の引渡し時期	令和 年 月 日 ※鍵の引渡し予定日等を記載	

000024

(D) 賃料・敷金・保証金等 ※宅建業法37条2-2、3

賃料・共益費等		支払期限	支払方法（振込又は持参）
賃料	30,000円	翌月分を 毎月末日まで	金融機関名： 預金： 口座番号： 口座名義人：
共益費	円	当月分・翌月分を 毎月 日まで	
	円	当月分・翌月分を 毎月 日まで	
	円		
	円		
敷金・保証金等		授受の時期	目 的
敷金	60,000円		本契約書第6条のとおり
保証金	円		
	円		
	円		

(E) 貸主及び管理業者

(1) 貸主

氏 名	
-----	--

(2) 貸主と建物所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

住 所	〒 電話 ()
氏 名	
賃貸人と建物所有者との関係	

000025

(3) 管理業者

商号又は名称	有限会社 東海ハウジング
所在地	〒424-0901 静岡市清水区三保108-7 電話 054 (334) 9777
賃貸住宅管理業者登録番号	静岡県知事 (8) 第 7318 号

(F) 借主の緊急時連絡先

氏 名		宮城島 史人
緊急連絡先	自宅の電話番号	0 5 4 (3 3 5) 8 8 3 6
	勤務先の名称	(株)しずおか体験企画
	勤務先の電話番号	電話 0 5 4 (3 3 4) 7 7 3 2
	携帯電話番号	

(G) 借主が負担すべき修繕箇所

床・壁・天井・台所

(H) 借主が特別に負担する原状回復箇所と費用

--

000026

(I) 連帯保証 ※連帯保証（連帯保証人又は保険会社）を必要としない場合は記入不要。

(1) 連帯保証人型

連帯保証人	郵便番号	■■■■■■■■■■
	住 所	■■■■■■■■■■
	氏 名	■■■■■■■■■■
	電話番号	■■■■■■■■■■
	極 度 額	■■■■■■■■

(2) 家賃債務保証型

連帯保証会社	郵便番号	-
	住 所	
	商号又は名称	
	電話番号	()
	家賃債務保証 業者登録番号	国土交通大臣 () 第 号

(J) 特約事項（損害賠償額の予定又は違約金に関する定めがあるとき、天災その他不可抗力による損害の負担に関する定めがあるときは、その内容をここに記載） ※宅建業法37条1-8、10

--

000027

(契約条項)

貸主 XXXXXXXXXX (以下、「甲」という。)と
借主 宮城島 史人 (以下、「乙」という。)は、頭書（A）記載の建物（以下、「本物件」という。）について、建物賃貸借契約を次のとおり締結する。

第1条 使用目的

乙は、本物件を頭書（B）記載の目的に使用する。

第2条 賃貸借期間

賃貸借期間は、頭書（C）記載のとおりとする。ただし、甲乙意義がない場合は、契約を自動的に更新する。

第3条 賃料・共益費等

乙は、頭書（D）記載の賃料・共益費等（以下、「賃料等」という。）を甲に支払わなければならない。ただし、振込の場合の振込手数料は 乙 の負担とする。

2 1か月に満たない期間の賃料等は、1か月を30日として日割計算した額とする。

第4条 賃料等の増減

本契約の賃料等が公租公課の増減・経済情勢の変動あるいは近傍同種の賃料と比して、不相当となったときは甲乙協議の上増減することができる。

第5条 負担の帰属

本物件の公租公課・水道料は甲が負担し、電気・町内会費・衛生費その他の経費は乙が負担する。

第6条 敷金又は保証金

乙は、本契約から生じる債務の担保として頭書（D）記載の敷金又は保証金（以下、「敷金等」という。）を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件の明渡しまで敷金等をもって賃料・共益費その他の債務と相殺することができない。

3 甲は、本物件の明渡し時に賃料等の滞納、その他本契約から生じる乙の債務の不履行があるときは債務の額の内容を明示し、当該債務の額を返還すべき敷金等から差し引くことができる。

4 甲は、本物件の明渡しが完了したときには敷金等の残額を乙に返還しなければならない。

第7条 反社会的勢力の排除に関する確約事項

000028

甲及び乙はそれぞれ相手方に対して、次の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第8条 禁止事項

乙は、次の行為をしてはならない。

- (1) 本物件を第1条の使用目的以外の用途に使用すること。
- (2) 甲の承諾なく、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し又は転貸すること。
- (3) 甲の承諾なく、本物件の造作、模様替え、その他原状を変更すること。
- (4) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (5) 排水管を腐食させるおそれのある液体や故障の原因となるものを流すこと。
- (6) 高音、騒音、振動、悪臭を発する原因となる行為や衛生上有害となる行為をすること。
- (7) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (8) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (9) 本物件内（共用部分を含む）に反社会的勢力及び同関係者、覚醒剤や大麻、コカイン等の違法薬物又は危険ドラッグ（覚醒剤等の違法〔規制〕薬物と類似した幻覚や興奮等の精神作用のある成分が使われ、違法薬物と同様に有害性が疑われる物）使用者又は所持する者を出入りさせること並びに本物件内において本号薬物の販売を行うこと。
- (10) 法令に違反し又は公序良俗に反する行為、賭博行為、風紀を乱す行為をすること。
- (11) その他、近隣に迷惑をかける行為をすること。

第9条 契約解除 ※宅建業法37条1-7

乙が 2 か月分以上の賃料等の支払いを怠った場合において、甲が相当な期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、乙がそれを履行しなかったときは、甲は本契約を解除することができる。

2 乙が次のいずれかに該当した場合において、当該義務違反等により本契約の継続が困難であると認められるに至ったときは、甲は本契約を解除することができる。

- (1) 前条(1)～(6)及び(8)～(11)の禁止事項を行ったとき。
- (2) 前条(7)の禁止事項を行ったとき。なお、本号適用の場合は、何らの催告も要せずして本契約を解除することができる。
- (3) その他、本契約の各条項に違背したとき。

000029

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

（1）前々条の確約に反する事実が判明したとき。

（2）契約締結後に自ら又は役員等が反社会的勢力に該当したとき。

第10条 修繕

頭書（G）に記載した乙が負担する修繕を除き、甲が必要な修繕を行うものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合は、乙の負担により修繕を行う。

第11条 立入り

甲は本物件の防火・構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

2 乙は正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒絶できない。

3 火災その他緊急の場合は、乙の事前の承諾を得ることなく本物件内に立ち入ることができる。

第12条 乙からの解約

乙は、甲に30日前までに解約の申入れをすることにより本契約を終了させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入日から1月分の賃料を甲に支払うことにより、解約申入日から起算して30日を経過する日までの間に随意、本契約を終了することができる。

第13条 天災事変等による契約の終了 ※宅建業法37条1-10

天災事変、事故、火災、老朽により、本物件の全部もしくは大部分を使用することが不可能な状態になったとき又は改築、大規模修繕の必要性が生じたときには本契約は終了するものとする。

第14条 明渡し及び明渡し時の原状回復 ※宅建業法37条1-8

乙は、甲又は甲が指定した者（本物件の管理業者等）に本物件の明渡日を事前に通知するものとする。

2 乙は、本契約が終了する日までに本物件を明渡さなければならない。

3 乙は、明渡しに際して残存物をすべて処理し、簡易清掃を済ませておくこと。

4 乙は、残置物の所有権を放棄するものとする。甲は、乙の費用負担において残置物を任意に処分することができる。

5 乙は、故意又は過失により本物件を損傷させた場合は、乙の費用負担において原状回復しなければならない。

6 頭書（H）に記載した箇所を除き、経年劣化及び通常損耗箇所の原状回復は、甲が負担する。

7 甲乙は、前項に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について事前に協議するものとする。

8 乙が明渡しを遅延したときは、乙は甲に対して賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の2倍に相当する使用損害金を支払わなければならない。

000030

- 9 乙は、本物件の明渡しに際して、貸与を受けた鍵及び複製した鍵等ある場合は、甲に返還しなければならない。

第15条 延滞損害金 ※宅建業法37条1-8

乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは年14.6%の割合による延滞損害金を支払わなければならない。

第16条の1 連帯保証（連帯保証人型）

連帯保証人（以下、「丙」という。）は、乙と連帯して本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

- 2 前項の丙の負担は、頭書（I）記載の極度額を限度とする。

- 3 丙が負担する債務の元本は、次の場合に確定する。

- （1）丙の財産について、強制執行又は担保権の実行の手続きの開始があったとき。
- （2）丙が破産手続きの開始の決定を受けたとき。
- （3）乙又は丙が死亡したとき。

- 4 丙の請求があったときは、甲は丙に対し遅滞なく賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

第16条の2 連帯保証（家賃債務保証型）

頭書（I）に記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続きを取らなければならない。

第17条 協議

甲及び乙は本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について、疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い誠意をもって協議し解決するものとする。

第18条 管轄裁判所

本契約に関する訴訟は、甲の所在地若しくは本物件の所在地を管轄する裁判所で行う。

第19条 特約事項

頭書（J）のとおり定める。

000031

貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結する。

また、本契約が連帯保証人型であるときは、甲と連帯保証人（丙）は乙の債務について保証契約を締結したことを証するため本契約書3通を作成し、甲・乙・丙記名押印の上、各自その1通を保持する。

本契約が家賃債務保証業者型るときあるいは連帯保証人を必要としないときは、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名押印の上、各自その1通を保持する。

令和 3 年 11 月 1 日

1. 貸主・借主・連帯保証人 記名押印欄

貸主（甲）	氏 名		電話	
	住 所			
借主（乙）	氏 名	宮城島 史人 	電話	054(335)8836
	住 所			
連帯保証人 （丙）	氏 名		電話	
	住 所			
	極度額			

000032

2. 宅地建物取引業法第37条に定められている署名

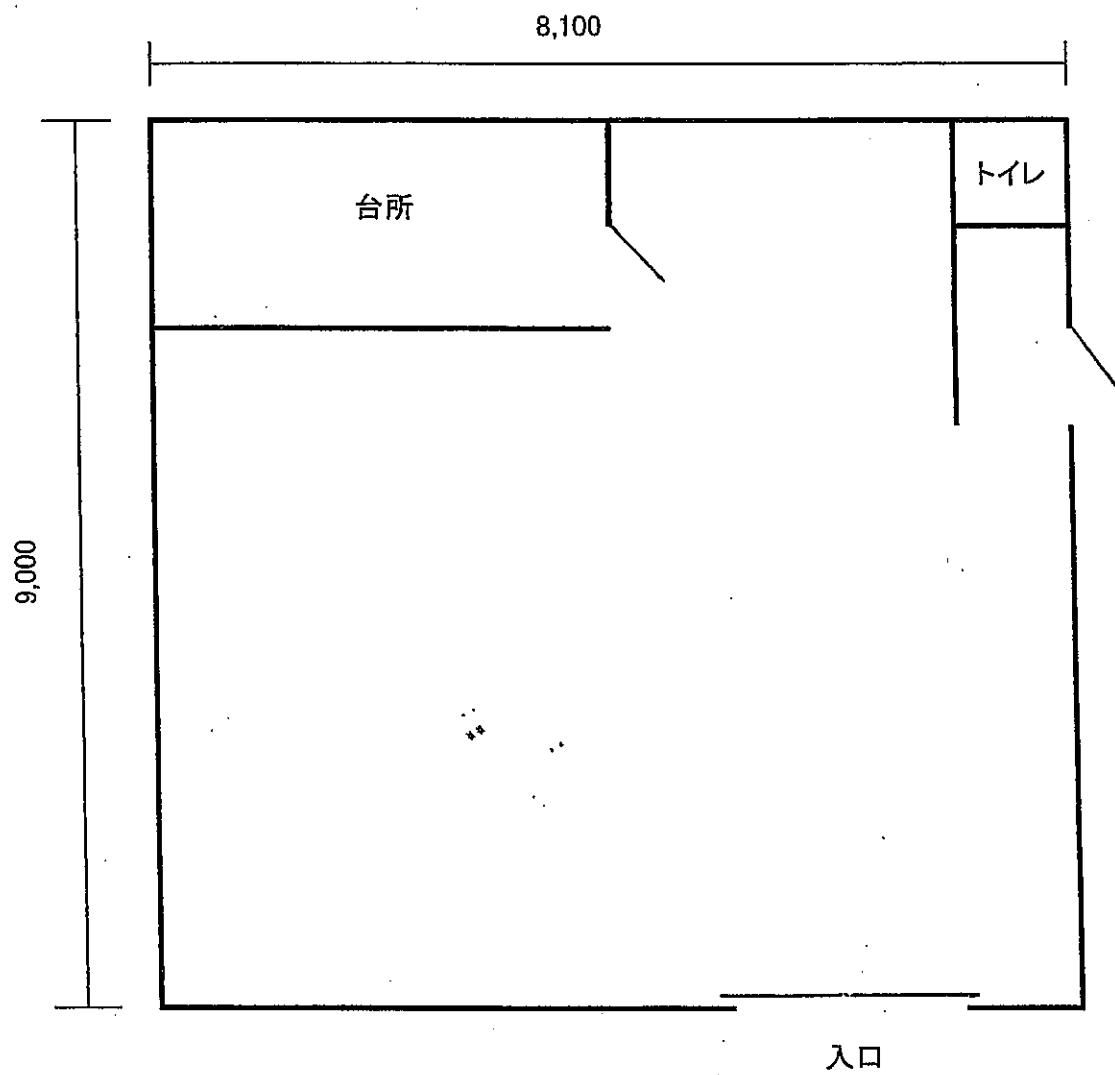
宅地建物取引業者の商号	有限会社 東海ハウジング	
代表者の氏名	宮城島 秀人	
主たる事務所	静岡市清水区三保108-7 電話 054 (334) 9777	
免許証番号	静岡県知事 (8) 第 7318 号	
免許年月日〔取得・更新日〕	令和3年 5 月 31 日	
説明をする宅地建物取引士の氏名		
登録番号		
業務に従事する事務所	静岡市清水区三保108-7 電話 054 (334) 9777	

宅地建物取引業者の商号		
代表者の氏名		印
主たる事務所	電話 ()	
免許証番号	国土交通大臣・静岡県知事 () 第 号	
免許年月日〔取得・更新日〕	年 月 日	
説明をする宅地建物取引士の氏名		印
登録番号	() 第 号	
業務に従事する事務所	電話 ()	

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

000033

宮城島ふみと事務所 見取り図



000034



000035

No. 4月-7

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人 件 費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 8日				
支払年月日	6年 4月 8日				
金 額	20,250 円				
内 容	事務所賃料 4月分				
支 払 先	ミニミニ静岡				
備 考	★島 直也議員 $\text{¥81,000} \times 1/2(\text{転貸借折半}) \times 1/2(\text{按分}) = \text{¥20,250}$ ※ 事務所を転貸借しているため賃料を折半し、更に1/2に按分しています 所在地： 静岡市駿河区用宗5丁目1-1-2 契約書の写しを添付				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000036

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	0	2	5	0

内 訳

- 科 目
- 1 調査研究費

2 研 修 費

3 広報広聴費

4 要請・陳情活動費

5 会 議 費

6 資料作成費

7 資料購入費

8 人件費

⑨ 事務所・事務費

内 容

事務所賃料 4月分
(月額賃料の1/4)

支払年月日

6 年 4 月 8 日

支払先住所

静岡市駿河区稲川2-1-32コハラサウスビル1F

支払先名称

ミニミニ静岡

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

令和 6年 4 月 8 日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木和彦

000037

店舗・テナント用

賃貸借契約書

物件名称

シャトン ミニヨン A

1

階

101

号室

島 直也

様

000038

mini**mini**

店舗・テナント

賃貸借契約書

KNo. 担当者

賃貸人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	シャトン ミニヨン A (1 階 A101 号室) (駐車場No.)			
所在地	静岡県静岡市駿河区用宗5丁目1-1-2			
構造	木造	造	地下	階
面積	階	m ² (坪)	地上	2 階
面積	階	m ² (坪)		
面積	階	m ² (坪)		
合計	50.87	m ² (坪)		

(2) 賃料等その他

家賃	79,000 円	敷金	158,000 円
共益費	2,000 円	礼金	79,000 円
駐車場料	4,000 円		
月額賃貸料			
合計額	85,000 円	償却	実費

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	自動引落	引落及び支払期日	翌月分を毎月26日までとする
振込口座	名義人 樹ミニミニ静岡		

(注) 振込手数料は乙の負担とする。

(4) 契約期間 平成 28年 08月 06日 より 平成 31年 08月 05日 までの 3 ヶ年間

(5) 使用目的

事務所 6.7 使用

※契約期間満了後は自動更新です

(6) 管理会社

管理者	住所 静岡県静岡市駿河区稲川2丁目1-32 コハラサクスビル1F
	氏名 株式会社ミニミニ静岡 静岡店 TEL 054-282-1050

(7) 特約事項

000039

①甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本条2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。
②お運送品において、一提供頂いた個人情報について、お各様との連絡や登録の送付および賃貸借契約の締結を目的に行う為、ご利用させて頂いたいただきます。
③賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がありますことを予めご了承ください。

契約年月日

平成 28 年 8 月 2 日

(甲) 賃貸人 (記名押印)

住所 氏名

〒421-0123 静岡市駿河区石部23-5

(乙) 賃借人 (自書押印)

フリガナ 氏名

シマダイ 島直也

(丙) 連帯保証人 (自書押印)

住所 氏名

〒

(丙) 連帯保証人 (自書押印)

住所 氏名

〒 大正 昭和 平成 続柄 () 氏名 氏名 氏名

媒介業者

免許番号 国土交通大臣 (3) 第6527号

本社 東京都中央区八重洲1丁目9番13号

担当店 藤枝店

静岡県藤枝市駅前2丁目10-7

TEL: 054-646-3232 FAX: 054-

株式会社ミニミニ静岡

代表取締役

入木 勝利

宅地建物取引士

建物転貸借契約書

転貸人：島直也（以下「甲」と称す）と、転借人：[REDACTED]（以下「乙」と称す）との間に、次の通り、転貸借契約を締結する。

第1条（転貸借物件の表示）

甲は下記表示の転貸借物件を乙に転貸し、乙はこれを転借する。なお、甲は本契約に基づき本件物件を乙に転貸する正当な権限を有することを保証する。

① 店舗・駐車場

物件所在地	静岡県静岡市駿河区用宗五丁目1-1-2 シャトン ミニョン A101 号室
敷地面積	50.87 m ² （内専有 8.5 m ² の転貸借）
構 造	木造2階建て（内1階部分）
建築面積	1階 50.87 m ²
駐車場	4ヵ所（共用とする）

第2条（使用目的）

乙は第1条①の本物件を乙の経営する居宅介護支援事業所の店舗及び駐車場として使用しこれ以外の用途に使用することはできない。

第3条（契約期間）

転貸借の期間は令和2年9月1日から令和4年8月31日までの2年間とする。（原賃貸人と転貸人との契約期間は最低でも転借人の契約期間満了までとする）

2. 期間満了の6ヵ月前までに、甲または乙から相手方に対して何らの書面による意思表示のない限り、本契約は同一条件で更に2年間更新されるものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

第4条（賃料）

賃料の月額金は50,000円（税込）とする。

（内訳は事務所賃料40,500円、諸経費金9,500円とする。）

2. 乙は毎月末日までに翌月分を転貸人の指定した金融機関の口座に振り込み支払う。
尚、振込み手数料は乙の負担とする。
3. 1ヶ月に満たない賃料は当該月の暦日数によって日割り計算とする。
4. 賃料は、公租公課の急激な変動及び諸物価の上昇・下降、周辺土地価格の急激な変動、増改築等があり、その改定が必要と認められるとき、甲及び乙は相互にその改定につき申し入れができる。その際に、甲及び乙は誠意をもって協議するものとする。

000040

第5条（使用上の注意義務）

乙は本物件の引き渡し日より、善良なる管理者の注意をもって本物件を使用管理する義務を負うものとする。

第6条（立入点検）

本物件の保存その他転貸人としての管理上必要がある場合、甲及び甲の使用人若しくは甲の指定した者は、事前に乙に通知の上、本物件内に立入点検し適宜の措置を講ずることができる。

第7条（禁止事項）

乙は、本物件内において、次の各号の行為をしてはならない。

本契約に基づく権利の全部若しくは一部又は本物件内の資産を第三者に譲渡すること、又は担保の用に供すること。

2. 本物件に発火・爆発の恐れのある物、その他危険物・不潔物若しくは本物件を損傷する恐れのあるものを搬入すること、又は本物件の床積載荷重若しくは電気容量を超える方法により本物件を使用すること。

3. 本物件に損害を及ぼす行為。

4. 本物件の営業の全部又は一部を正当の理由なく休業すること。

5. その他近隣に迷惑を及ぼす行為。

第8条（原状変更）

乙が本物件の本体所有者の資産に影響を与える改装・模様替え・設備の付加変更・撤去等をおこなおうとする場合、乙は甲に対し事前に仕様書・設計図書を提出し甲の承諾を得た上で乙の負担と責任により実施しなければならない。

2. 前項以外の乙がおこなう乙の資産に関わる原状変更についても乙は甲に書面で通知しなければならない場合がある。

第9条（費用・負担の帰属）

本物件に関する電話等の使用料金、町会費等の個別部分の費用は個別分として乙が負担する。電気代・水道料金は諸経費に含むものとする。

第10条（修繕、取替えの費用負担）

本物件の修繕及び取替えの費用負担は外壁・躯体等建物の基本的部分も含め乙の負担とする（「隠れた瑕疵」及び躯体の経年劣化についてはこの限りではない）。また、乙の営業上、必要な修繕・取替えも乙の負担とする。

第11条（損害賠償）

乙または乙の使用人の責に帰すべき事由により、本物件・建築設備等について通常の使用によって生じる滅失等の範囲を超えて滅失毀損させたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

第12条（建物管理）

本物件および駐車場の管理は乙の責任においておこなう。

2. 甲は駐車場・駐輪場において事故（人身、自損、接触、盗難等）が生じて、その賠償の責を負わない。

第13条（地域対策）

本物件使用または管理について、地域住民・顧客・諸団体から環境・騒音・交通等に関する苦情・要望等がある場合は、乙が乙の費用と責任で対策を講じて解決するものとする。なお、この場合、甲は誠意をもって乙に協力する。

第14条（損害保険加入）

乙は、本物件内の造作・什器・設備・商品ならび甲および第三者に対する賠償責任に対し、損害保険を付保する。

第15条（報告事項）

本契約期間中、乙の商号、本社所在地等の変更または合併・営業譲渡等により経営上の実態に影響を及ぼす事態が生じた場合、乙は速やかに書面により甲に通知しなければならない。

第16条（契約の当然の終了）

転変地変、戦争、延焼、放火、公権力による収用その他不可抗力により、本物件の全部または一部が滅失毀損し、あるいは本物件からの立ち退きを余儀なくされ、本物件が使用不能となったときは、本契約は終了する。

第17条（遅延損害金）

乙は本契約に基づく金銭債務の支払いを所定の期日までに履行しない場合は、遅延した期間に付き年3%の割合による遅延損害金を加算し甲に支払うものとする。

第18条 (契約解除)

乙が次の各号の一に該当し、期限を定めた履行の催促にも応じない場合、甲はただちにこの契約を解除することができる。

- ① 2ヶ月分以上の賃料の支払いを怠ったとき。
- ② 本契約における双方の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- ③ 長期間の不在となるほど転貸借契約の意思が認められなくなったとき。
- ④ 本物件の全部または一部につき、事前に甲の書面による承諾なしに、転借権の譲渡、転貸またはこれらに準ずる行為をしたとき。
- ⑤ その他本契約の各条項の一に違反したとき。

2. 乙が次号以下のいずれか一つに該当する事態が生じた場合、甲は乙に催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- ① 支払停止があったとき。
- ② 破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算開始の申し立てをし、または申し立てを受けたとき。
- ② 他から仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申し立てを受け、または公租公課の滞納催促を受けたとき。
- ③ 乙の代表者が所在不明になったとき。

第19条 (契約期間内の中途解約)

契約期間内の中途解約は、原則として甲・乙共にできないものとする。

2. 前項に反し、乙がやむを得ない事由により解約する場合、乙はその6ヶ月前までに甲に対し書面で申入れするものとする。

第20条 (明渡し、原状回復)

- ① 本契約が期間満了、解約、解除またはその他の理由により終了する場合、乙は原状回復を速やかに実施したのち本物件を甲に引渡さなければならない。
- ② 乙は乙の造作および設備について支出した必要費・有益費の償還請求および造作・設備の買取り請求をおこなわない。
- ③ 乙は本物件の明渡しに際し、いかなる理由名目を問わず移転料・立退き料、補償料等これに類する一切の財産上の給付請求をおこなわない。
- ④ 乙が本契約終了と同時に本物件を明渡さなかったときは、乙は本契約終了の翌日から明渡しに至るまでの期間の賃料相当額の倍額を明渡し遅延損害金として甲に支払うものとする。

第21条 (合意管轄)

本契約に関する紛争については、本物件所在地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに双方は合意した。

第22条（協議事項）

本契約に定めのない事項または条項の解釈に疑義の生じた場合はその都度甲乙誠意をもって協議する。

本契約の成立を証するため、本書面式通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各々奄通を保有する。

令和 2 年 8 月 13 日

転貸人（甲） 住 所 静岡市駿河区用宗五丁目 1-1-2

シャトン ミニョン A101

氏 名 島 直也



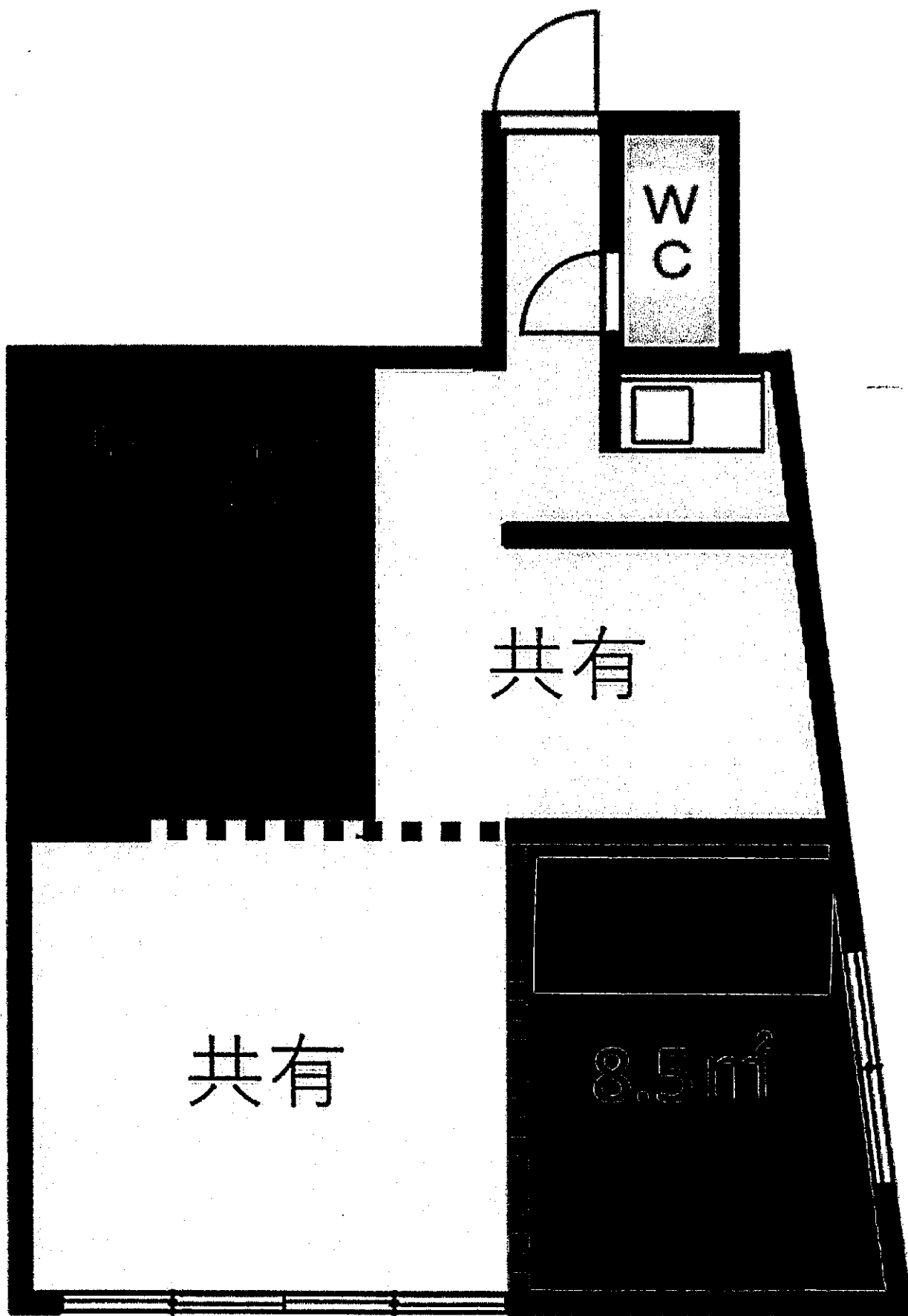
転借人（乙）

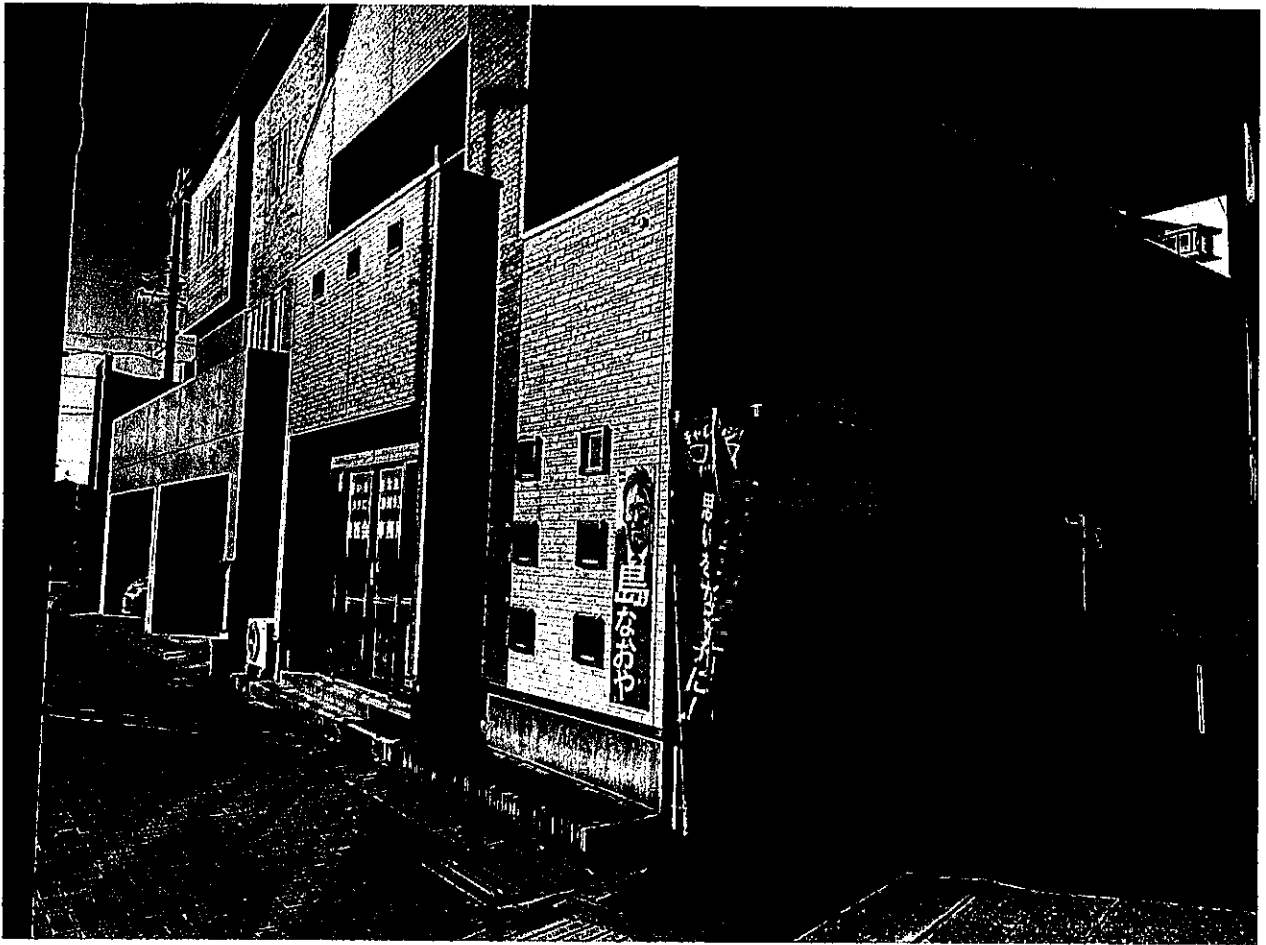
住 所

氏 名



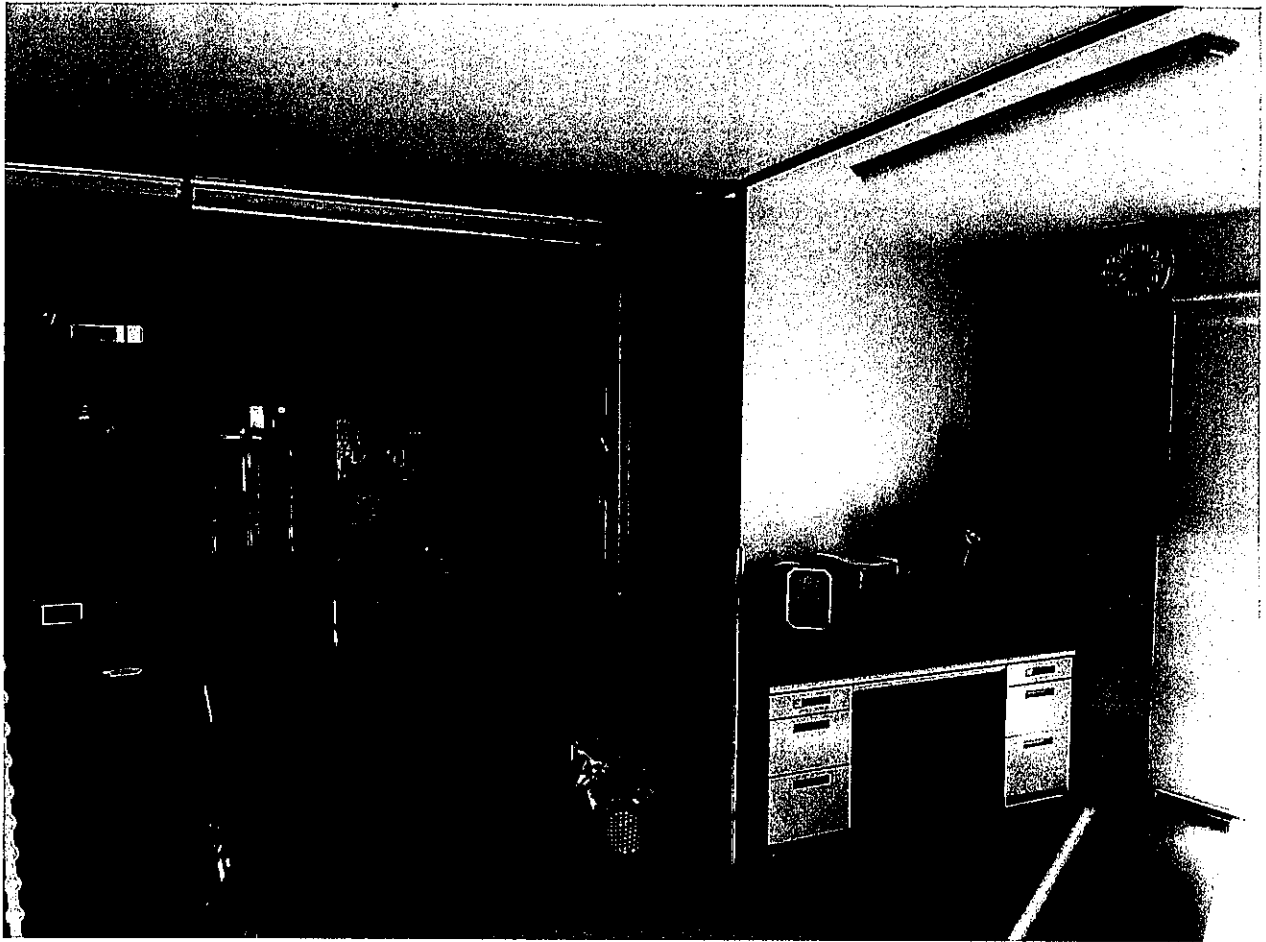
000044





000046





000047

No. 4月 - 8

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人 件 費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 8日				
支払年月日	6年 4月 8日				
金 額	10,000 円				
内 容	事務所賃料 4月分				
支 払 先					
備 考	★ 堀 努 議員 事務所賃料 ¥20,000 × 1/2 = ¥10,000 所在地： 静岡市清水区駒越東10番23号 契約書の写しを添付				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

000048

No. 4月－8

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	1	0	0	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4月分

(月額賃料の1/2)

支払年月日 6 年 4 月 8 日

支払先住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

支払先名称 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

令和 6 年 4 月 8 日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000049

建 物 賃 借 契 約 書

№ 4 - 8

貸主 XXXXXXXXXX (以下甲と称す) 借主 堀 努 (以下乙と称す)

上記甲乙間において次の通り下記建物の賃貸借契約を締結する。

第 1 条 賃貸借物件の表示

1. 所 在 地 静岡県清水区駒越東町 10 番 23 号

2. 物 件 木造スレート葺一戸建

XXXXXXXXXX 貸家(事務所) 44.71㎡

第 2 条 使用目的

乙は賃貸借物件を 事務所 に使用するものとし、他の用途に使用したり、賃借権の譲渡又は転賃は出来ない。

第 3 条 契約期間

2020 年 1 月 1 日より 2021 年 12 月 31 日までとする。但し、期間満了前 1 ヶ月まで甲乙異議がない時は更新されたものとする。

第 4 条 賃料その他の負担

- 賃料は月額金 20,000 円也と定め、乙は本契約締結と同時に当月分として金 20,000 円也を甲に支払い、以後の分は毎月末日迄に翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。
- 賃料は租税公課又は経済情勢の変動等により賃料を増減する必要がある時は、契約期間中でも甲乙協議のうえ改訂することができる。
- 敷金は賃料の 1 カ月分、金 円也と定め、本契約と同時に乙より甲に預託する。
- 乙は賃借期間中に敷金を賃料その他の債務の弁済に充当することはできない。敷金は無利息とし、本契約が終了し、乙が甲に賃借物件を明け渡したときに甲より乙に返還する。ただし、延滞賃料、損害金等の債務がある場合、甲は任意に、その敷金をもって債務の弁済に充当することができる。
- 契約期間中の賃料の増額等に基づき、敷金が賃料等の 1 カ月相当額を下回ったときは、乙は通知を受けた日から 10 日以内にその不足額を補填しなければならない。
- 礼金は賃料 1 カ月分、金 20,000 円也と定め、本契約と同時に乙より甲に支払うものとする。
- 共益費は月額金 円也とし建物および敷地の共用部分の電気料、清掃費等に充てるものとする。(賃料に含む)
- 賃貸借物件の租税公課は甲の負担とし、町費、衛生費その他建物使用上必要な費用は乙の負担とする。
- 賃貸借物件が棄損したときは、乙は直ちに甲に通告すること。その棄損が乙の故意又は過失に起因したものであるについては乙が損害賠償をしなければならない。
- 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、家賃等の全部又は一部の支払を遅延したときは、その支払を遅延した額について、年(365日) 14.50%の割合により算出した遅延損害金を支払うものとする。
- 家賃等を銀行振込で支払う場合、振込手数料は乙の負担とする。

000050

第 5 条 禁止事項

- 乙は建物を第 2 条に定める用途以外に使用したり、賃借権の譲渡又は転賃をしてはならない。

第7

2. 乙は甲の書面による承諾なく賃貸借物件の造作、模様替え、その他原状を変更してはならない。尚、甲の承諾を得て行った原状変更といえども、明け渡しに際し、乙は自費をもって原状に復すか、又は原則として無償で甲に引き渡しするものとする。
3. 乙が30日以上賃借物件を無人にする場合は、その旨を甲に通知すること。この通知なく30日以上無人にした場合は乙が退去したものとみなす。
4. 乙は賃借物件において有害、危険、若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。
5. 乙は本契約終了のとき甲に移転料、立退料その他如何なる名目でも金銭等の請求ができない。
6. 乙は階段・廊下等の共同部分にゴミ等の不衛生物・ガラス・ビン等の危険物その他一切の私物を放置してはならない。
7. 犬・猫・ペット類を飼育してはならない。
8. ベランダ・バルコニー等に花壇・鉢植えを放置してはならない。
9. 町内が定めるゴミの投棄方法・時間・区分を守ること。
10. 壁や柱に釘を打ちつけたり、金具等を取り付けてはならない。

第8

第6条 解 約

第9

1. 甲の都合により本契約を解約する場合は、6カ月前までに乙に予告しなければならない。
2. 乙の都合により本契約を解約する場合は、1カ月前までに甲に予告しなければならない。解約月の賃料等の計算は退去申し出をした日が月の1日から15日までの場合は半月分、又、16日から月末までの場合は1カ月分とする。なを、乙の都合で上記予告ができなかった場合は、退去申し出をした日が月の1日から15日までの場合は翌月半月分までの賃料相当額を、又16日から月末までの場合は翌月1カ月分までの賃料相当額を支払うものとする。
3. 乙は本契約の解約予告をした時より次の借主（予定者）に本物件内部を見せることを承諾するものとする。
4. 解約時には、乙は公共料金（電気・ガス）を必ず清算しておくこととする。（領収書確認）
5. 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は催告その他、法定の手続きの上、本契約を解除することができる。
 - ①賃料の支払を1カ月以上怠ったとき。 ②本契約の条項に違背したとき。
 - ③賃借物件より退去したとき。
6. 本契約が終了したとき、乙は賃借物件内にある所有物を収去し当該物件を完全に明け渡し甲に返還すること。
7. 乙が前項の義務を履行せず、又は乙が置き去った物品があるときは、乙がその所有権を放棄したものとみなし、甲がこれを処分しても乙は異議を申し立てない。又、何等の金銭の請求もできない。尚、原状に復するため処分に要した費用はすべて乙の負担とする。
8. 乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団等）の構成員として建物及びその周辺において警察当局の介入を生じさせる行為を行ったときは、甲は催告等の法定の手続きによらず本契約を解除できる。
9. 乙が本契約を解除された後なお本件建物を使用したり占有を解かないときは、乙は契約解除の日から返還の日までの賃料の倍額に相当する損害金を甲に支払わなければならない。
10. 解約時に乙の負担となる補修費用が発生した場合は、乙はその補修費用を甲に支払わなければならない。

第10

以

000051

第7条 特約事項

1. 本契約解除に際し、ハウスクリーニングが必要なときは乙の費用負担で行うものとする。
2. 乙の故意、又は過失に起因したもののについての補修が生じた場合は乙の負担とする。

第8条 反社会的勢力の排除

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2) 自らの役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第9条 個人情報の保護

1. 甲乙及び仲介業者は、本契約書及び契約に係わる書類に記載されている個人情報の漏洩を防ぎ、契約履行完了後も当該個人情報を守秘する。

第10条 その他

1. 甲並びに甲の管理業者が、管理上必要ありと認めた場合は本書署名関係者立会の上貸し室内に立ち入ることができ、乙に対して必要な指示を行い得るものとし、乙はこれに従わなければならない。
2. 本物件の駐車場使用の場合には乙の車に盗難もしくは破損等の事故が生じて甲は一切、その責めを負わないものとする。
3. アパート、マンション入居者は、本物件の使用に当たり、使用細則を遵守し、本物件の保全及び全入居者の快適な居住環境を維持することに努めるものとする。
4. 本契約書に記載なき事項は民法及び慣習に従い双方誠意をもって円満なる解決を図るものとする。
5. 宅地建物取引業者への報酬は国土交通大臣が定めた額とし、本契約締結と同時に乙より賃料の1ヶ月分を支払うものとする。

以上、上記契約を証するため本契約書2通を作成し甲乙各1通を所持する。

2019年12月29日

000052

貸主(甲)

住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
☎ [REDACTED]

借主(乙)

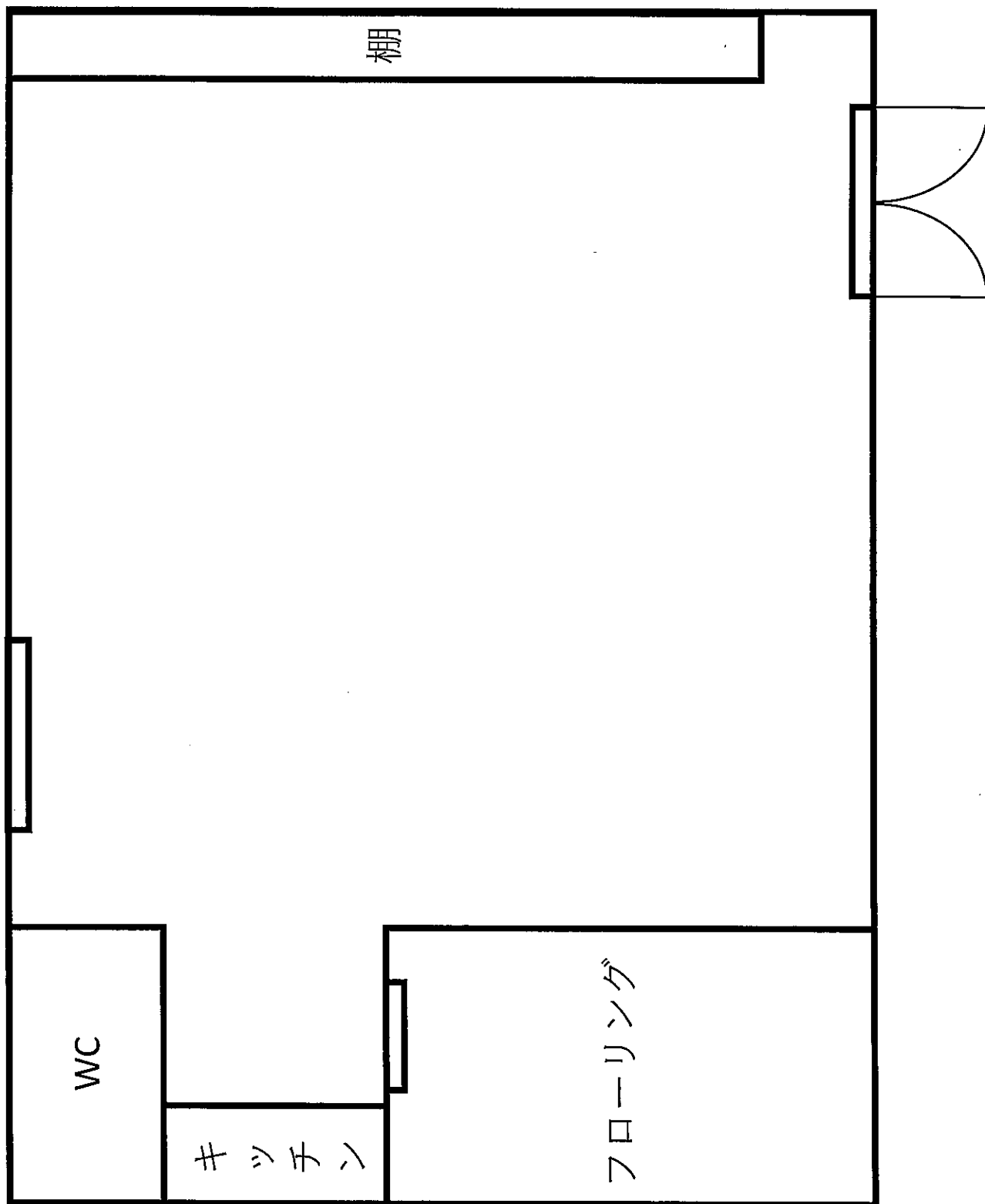
住所 静岡市清水区駒越東町9番27号
ベルドミール
氏名 堀 努
☎ [REDACTED]

立会業者

免許番号
静岡県知事(6)第10569
あかつき不動産
代表 齋藤 暁子
静岡市清水区駒越東町1番25号
〒424-0907 ☎ 054-336-3626
宅地建物取引士登録番号
宅地建物取引士 [REDACTED]

000053

堀努 事務所 平面図



000054



000055





000056

No. 4月 - 9

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人 件 費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 8日				
支払年月日	6年 4月 8日				
金 額	25,850 円				
内 容	事務所賃料 4月分				
支 払 先	アイワ不動産				
備 考	★ 高木強 議員 事務所賃料 ¥57,200- ¥5,500(駐車場) = ¥51,700/2 = ¥25,850 所在地： 静岡市清水区庵原町156-1グリーンハイツ清水B101号 契約書の写しを添付				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000057

No. 4月-9

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	5	8	5	0

内 訳

- | | |
|-------------|-----------|
| 科 目 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4月分

(月額賃料の1/2)

支払年月日 6 年 4 月 8 日

支払先住所 静岡市葵区常磐町1丁目8番地の6

支払先名称 アイワ不動産

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

令和 6 年 4 月 8 日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000058

建物賃貸借契約書

グリーンハイツ清水B 101号室

高木 強 様

株式会社 アイワ不動産

000059

建物賃貸借 重要事項説明書

高木 強 様

令和3年5月7日

下記記載の建物の賃貸借について、宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。

取引の形態	媒介 (仲介)	媒介 (仲介)
免許証番号	静岡県知事(5)第1号	静岡県知事(8)第7274号
商号又は名称	株式会社アイワ不動産	駿河開発株式会社
主たる事務所	静岡市葵区常磐町1丁目	静岡市清水区辻1丁目12番23号
代表者氏名	関根 和孝	大多和 義勝
電話番号	054 (253) 3911	TEL <054> 364-0018
宅地建物取引士		
登録番号		
業務に従事する事務所	静岡市清水区千歳町2番25号 清水支店 054(355)2400	静岡市清水区辻1丁目12番23号 駿河開発株式会社

1. 貸主の氏名・住所

2. 物件の表示

所在地	〒424-0114 静岡市清水区庵原町156-1	種類	アパート
名称	グリーンハイツ清水B	構造	軽量鉄骨造2階建
部屋番号	101号室	面積	54.08㎡
建築年月	1982年3月		

3. 登記簿に記載された事項

甲 区 欄	乙 区 欄
登記簿名義	所有権に係る権利に関する事項
氏名	所有権以外の権利に関する事項
住所	
抵当権(根)が設定されている場合、当該抵当権(根)に基づく不動産競売がなされたときには、買受人は敷金を引継ぎません。また競売による所有権移転後は買受人に賃料相当額を支払った上で、6ヶ月以内に本物件から退去しなければならない可能性があります。また敷金は元の貸主に返還請求することになります。	

4. 管理の委託先

商号又は名称事務所所在地	株式会社アイワ不動産 賃貸管理課 静岡県静岡市葵区吉野町3番5号	TEL: 054-253-1717
--------------	-------------------------------------	-------------------

5. 建物賃貸借の内容

契約の種類	普通建物賃貸借契約
契約期間	2021年5月12日 ~ 2023年5月11日
契約更新に関する事項	本契約書第2条参照

6. 用途の制限に関する事項

借主は本物件を 事務所 以外の用途に使用してはならない。

7. 法令に基づく制限の概要

法令名	非該当
制限の内容	

8. 宅地造成等規制法に規定する造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法	外
----------	---

9. 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	外
-------------	---

10. 建物建築の工事完了時における形状・構造等(未完成のとき)

本物件は未完成物件に該当しません。	000060
-------------------	--------

11. 石綿使用調査の内容

石綿使用調査結果の記録の有無	無
----------------	---

<参考>建築物において、健康への悪影響が問題となる石綿(アスベスト)は耐火被覆等の機能材として露出吹付けされた石綿です。これは空気中に飛散する可能性が高いといわれています。通常、一般的な戸建住宅に露出吹付けの石綿が使用されることはありませんが、マンション等では、階段室・駐車場などの共用部分に使用されている可能性があります。一方、板状に成形された石綿は、これを切断・破壊しない限り、空気中への飛散の可能性は低いと言われております。

12. 耐震診断の内容(昭和56年5月31日以前に新築された建物のとき)

耐震診断の有無	昭和57年3月新築の為、該当しません。
---------	---------------------

13. 当該建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくりに関する法律	未指定
-----------------	-----

14. 水防法の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地

水害ハザードマップの有無 (津波は避難マップの有無)	洪水	雨水出水(内水)	高潮(津波)
	有	有	無(有)
水害ハザードマップにおける建物の所在地	別紙の通り。なお、雨の降り方や土地利用の変化等により地図に示した浸水想定区域以外のところでも浸水することがありますのでご注意ください。また、水害ハザードマップは必要に応じて変更されます。水害ハザードマップの詳細は、対象不動産が所在する市区町村にお問い合わせ下さい。		

15. 設備・施設等

駐車場	有り /	駐車料	1台目込み、2台目5,500円
ガス	LPガス (幹与ガスあんしんネット静岡) 054-365-7845	電気	中部電力 0120-921-691
水道	静岡市役所上下水道サービス課 054-251-1132	排水	浄化槽
電話		トイレ	有(専用/水洗)
空調	空(空) / 追加設置可	給湯設備	ガス給湯器
台所	コンロ 無	照明器具	無
浴室	有 シャワー 有	専用物置	有
エレベータ	なし 駐輪場 有	ポストダイヤル	無
その他の設備			
その他の設備②			

16. 家賃等の支払方法

翌月分を 毎月26日までに保証会社による口座振替にてお支払いください。	
振込先	株式会社アイワ不動産家賃口座 (カブシキカイシャアイワフドウサンヤチンコウサ)

17. 月額使用料

賃貸料	57,200円 (税込)	共益費	—	駐車料	2台目5,500円 (税込)
町費	別途請求				

敷金	家賃の2ヶ月分	104,000円
礼金	家賃の1ヶ月分	52,000円
当月分賃貸料	日割日数20日分	36,902円
当月分駐車料	日割日数20日分	3,547円
—		—
—		—
翌月分賃貸料		57,200円
翌月分駐車料		5,500円
—		—
—		—
—		—
—		—
鍵交換費用	内消費税1,500円	16,500円
賃貸保証委託料		50,160円
駐車場仲介手数料	内消費税500円	5,500円
—	000061	—
賃貸住宅総合保険	別途加入	—
仲介手数料	内消費税5,200円	57,200円
差引合計		388,509円

本契約書第10条及び第19条参照

本契約書第5条参照

本契約書第23条参照

建物状況調査の実施の有無 ☐ 有 別紙建物状況調査の結果参照 ☒ 無

宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号
所属地方本部の名称・所在地	公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会静岡本部 静岡市葵区鷹匠3丁目18番16号
弁済業務保証金の供託所・所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

1. 借主は仲介手数料として 57,200円(税込)を負担してください。
2. 借主もしくは入居者は契約期間中、借家人賠償保険又は賃貸住宅総合保険に加入してください。
3. 借主は解約時、契約期間の長短にかかわらず室内クリーニング費用を負担していただきます。
但し、和室がある場合は畳の表替えも同様とします。
4. 退去連絡は必ず書面(直接提出、郵送、FAX等)にてお願いします。口頭での連絡はトラブル防止のため受け付けません。
5. ペットの飼育は禁止です。
6. 借主は駐車場仲介手数料として5,500円(税込)を負担してください。
7. 契約期間中、借主はジェイリース株式会社と保証委託契約を締結するものとし、初回保証料(50,160円)、保証委託契約更新時における更新料(6,270円/年)及び収納代行手数料(300円[税別]/月)を負担するものとします。尚、保証委託契約内容については、別途ジェイリース株式会社と借主との間で締結する契約の定めによるものとします。また、ジェイリース株式会社が保証委託契約を継続することが困難となった場合には、貸主又は管理会社の指定する別の保証委託会社と、借主の費用負担にて新たに保証委託契約を締結するものとします。
8. エアコン及び照明器具は借主にて維持管理するものとし、使用中に修理・交換が必要となった場合には、貸主は修繕義務を負わず、廃棄する場合も借主の負担において行うものとします。
9. 借主は、本契約締結時に鍵交換費用16,500円(税込み)を負担するものとします。尚、貸主は退去時に鍵交換費用を借主に請求しないものとします。

令和 3 年 5 月 7 日

000062

高不強



建物賃貸借契約書

(表題部)

貸主 (甲)					
借主 (乙)		高木 強			
(1) 物件 の 表示	所在地	〒424-0114 静岡市清水区庵原町156-1			
	名称	グリーンハイツ清水B			
	部屋番号	101号室	面積	54.08㎡	
	構造	軽量鉄骨造2階建			
(2)物件の用途		事務所			
(3)賃貸借契約の期間		2021年5月12日 ～ 2023年5月11日			
(4) 賃 貸 料 等	賃貸料	月額 57,200円 (税込)	駐車料	月額 5,500円 (税込)	
		月額		月額	
		月額		月額	
	敷金	104,000円	礼金	52,000円	
	仲介手数料	57,200円 (税込)	鍵交換費用	16,500円 (税込)	
	賃貸保証委託料	50,160円	駐車場仲介手数料	5,500円 (税込)	
(5) 賃貸料の支払期日		翌月分を 毎月26日までに保証会社による口座振替にてお支払いください。			
(6) 支払方法 振替					
賃貸料の振込先		株式会社アイワ不動産家賃口座 (カブシキカイシャイワフツドウサンボウカ)			
(7) 駐車車両	区画		車種		
	ナンバー		駐車備考		
(8) 入 居 者	氏名	続柄	通勤先・通学先	生年月日	
	高木 強	本人	静岡市議会		
緊急連絡先		名前		TEL	
		住所			
(9) 連帯保証人の極度額		000063			

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）及び連帯保証人（以下「丙」という。）は、表題部の(1)物件の表示に記載された物件（以下「本物件」という。）について、次の通り賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結し、その証として契約書2通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名捺印のうえ、甲及び乙が各1通を保持するものとする。

令和3年5月7日

貸主（甲）	住 所			
	氏 名			
借主（乙）	住 所	424-0111 静岡県静岡市清水区吉原1562		
	氏 名	高 木 強 		
連帯保証人（丙）	住 所			
	氏 名			
	勤 務 先		乙との続柄	
立 会 業 者	静岡県知事（5）第11 静岡市葵区常磐町1 株式会社 アイワ不 代表取締役社長 関		静岡県知事（8）第7274号 静岡市清水区辻一丁目12番23 駿河開発株式会社 代表取締役 大多和義勝	

営業担当者

000064

第1条 (総則)

1. 甲は、表題部(1)に記載の本件住戸を本契約書記載の条件で乙に賃貸し、乙は賃借します。
2. 本件住戸の敷地、外灯、共用階段、ベランダ、屋上等について、乙は、甲の指示に従い他の住戸の居住者と協調し、共用するものとします。
3. 甲は、必要のあるときは、本件住戸に増改築、補修、工作物の設置等を行い、本件住戸のある敷地に工作物を設置し、造成等を加えることができるものとし、乙はこれに協力するものとします。
4. 乙は、本件住戸を、善良なる管理者の注意をもって使用し、本契約、管理規則等を遵守しなければなりません。
5. 乙は、表題部(2)に記載の物件の用途、定員に基づき表題部(8)に記載の入居者で使用するものとします。

第2条 (契約期間)

契約期間は、表題部(3)に記載の期間とします。但し、契約期間満了1ヶ月前までに甲乙異議がないときは、本契約は1年間更新され以降も同様とします。

第3条 (賃貸料)

1. 賃料は表題部(4)に記載の金額とします。
2. 本契約の最初の月が1ヶ月未満の場合、その月の賃料等は日割り(実日数)計算し、円未満の端数は切り捨てます。
又、本契約の最後の月が1ヶ月未満の場合、解約日が15日以前のときは1ヶ月分の賃料等の2分の1、16日以降のときは1ヶ月分の賃料等とします。
3. 前項の賃料等について、乙は甲の定める表題部(5)に記載の期日までに表題部(6)記載の支払方法により納入しなければなりません。尚、賃料等の支払いに要する手数料は乙の負担とし、甲は領収書を発行しないものとします。
4. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することが出来ない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、甲及び乙は、減額の程度・期間その他必要な事項について協議するものとします。

第4条 (賃料等の変更)

賃料等は租税、公課、又は経済事情の変動等により増減額する必要があるときは、契約期間中でも甲乙協議のうえ改定できるものとします。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し本契約の締結時に本契約上の債務を担保するため、表題部(4)敷金に記載の金額を預託するものとします。甲は、乙の賃料等その他本契約に基づく未払い債務が生じたときは、任意に敷金をもって乙の債務の弁済に充てることができるものとします。
2. 賃料等の増額又は本契約に基づく未払い債務により敷金の額が不足した場合、乙はその不足額を遅滞なく預託するものとします。
3. 甲は本契約終了の際に、乙が賃料の未払い、その他本契約に基づく未払い債務があるときは、表題部(4)に記載の敷金からこれを差し引いた金額を、本件住戸の明渡しと引換えに乙に返還します。但し、乙が明渡しを完了した場合であっても乙の債務が確定していないときは確定するまで、第20条第1項の場合は甲が乙と連絡が取れるまで、甲は乙の敷金を保管することができるものとします。
4. 前項において敷金が債務を完済するのに不足する場合、乙はその不足額を直ちに甲に支払うものとします。
5. 甲は前各号の敷金の返済にあたっては利息をつけないものとします。
6. 乙は敷金の預託を理由として甲に賃料等の滞納及び本契約に基づく債務の弁済を拒否することはできません。
7. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡したり、担保の用に供することはできません。

第6条 (共益費)

1. 乙は共益費として次の各号に掲げる費用を毎月負担するものとします。
 - (1) 本件建物及びその敷地内で共用する電気、水道設備の使用に伴う諸費用。
 - (2) 本件建物及びその敷地内にある給水設備、排水設備、その他共用施設の維持又は運営のための諸費用。
 - (3) 本件建物の共用部分及びその敷地内にある外部施設等の清掃、消毒及び手入れの諸費用。
 - (4) 本件住戸の室外のゴミ処理費用。
 - (5) その他本件住戸がある賃貸住宅全体の居住者の共通の利益を図るために甲が認めたものに要する費用。
2. 前項の共益費は甲が定めるものとし、甲は物価の変動、付属施設、関連する施設及び本件住戸の敷地の改良等を理由として、甲乙協議の上、共益費の変更ができるものとします。

第7条 (諸料金等)

乙又は入居者は本件住戸内で使用した電気、ガス、水道の諸料金、町内会費その他乙の生活から生じる一切の諸料金を所定の支払い先に支払わなければなりません。

第8条 (遅延損害金)

乙は乙の責めに帰すべき理由によって賃料等及び敷金の支払いを遅延したときはその支払い延滞額について、遅延損害期間の日数に応じ日歩4銭(年14.6%)の割合で算出した遅延損害金を遅滞なく甲に支払うものとします。

000065

第9条(立ち入り点検)

1. 甲又は甲の指定した者は本件住戸の保全、修理、清掃、防犯、防火その他建物管理上必要あるときには、予め乙の承諾を得て、本件住戸に立ち入り、点検し、作業をすることができ、乙はこの立ち入り点検等に協力しなければなりません。なお火災、防災等緊急の場合は乙の承諾を省略することができます。
2. 甲又は甲の指定した者は、本契約終了後に入居を予定している人がいる場合、その下見のためにあらかじめ乙の承諾を得て本件住戸に立ち入ることができます。

第10条(契約期間中の解約)

1. 本契約期間中に、甲又は乙の都合により本契約を解約するときは、甲は6ヶ月前迄に、乙は1ヶ月前迄に書面にて相手方に予告し、その期間が経過したときに本契約は終了したものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は1ヶ月分の賃料等相当額を支払うことにより、直ちに本契約を解除することができます。
3. 前各項の本契約の解約に際して、甲又は本物件管理会社より要求のあった場合、乙は第7条の諸料金の領収書またはその支払済を証明する書面を提出しなければなりません。

第11条(乙の修理工務)

1. 乙が本物件を引き渡すときは、契約時の原状に復するものとし、その補修費の実費を支払うものとします。
2. 明渡しに際し清掃・ゴミが未処理のときはその処理に要する費用は、乙の負担とします。
3. 前項及び前々項の金額は乙の支払いに替え、甲は敷金から差し引くことができます。
4. 前項において、敷金が補修費及びその他の費用を完済するのに不足する場合、乙はその不足額を直ちに甲に支払うものとします。

第12条(損害賠償義務)

乙又は入居者は、その責に帰すべき理由により、本件住戸もしくは他の居住する住戸または建物を汚損し、または滅失したとき、又は甲に無断で本件住戸の原状を変更したときは、これによって甲及び乙以外の居住者が被った損害の一切を弁償しなければなりません。

第13条(甲の承諾を要する事項)

乙は、次の各号に掲げる行為をする場合、書面によって、あらかじめ甲の承諾を得なければなりません。

- (1) 本件住戸の全部または一部を表題部(2)に記載の用途以外に使用する場合。
- (2) 婚姻、扶養等による入居者の数の増加または乙が乙の親族、使用人をして使用させている場合のその入居者を変更する場合。
- (3) 第15条第2項、第3項で定める工事等を行う場合。

第14条(甲への通知義務)

乙又は丙若しくは乙、丙の関係者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に通知するものとします。

- (1) 乙または表題部(8)に記載の入居者が本契約期間内に1ヶ月以上にわたり本件住戸を不在にする場合。
- (2) 表題部(8)に記載の入居者の氏名の変更及び人数の変更がある場合。
- (3) 乙若しくは丙の勤務先、通学先、職業等または丙の住所、氏名に変更がある場合。
- (4) 乙又は丙が死亡した場合。
- (5) 乙又は丙が成年被後見人、被保佐人の申し立てを受けたとき。乙または丙に破産、民事再生、会社更生、清算の申し立てがあったとき。
- (6) 本件住戸に修理、取替を必要とする箇所を発見した場合、又は汚損、破損もしくは滅失した場合。
- (7) 玄関の鍵を紛失した場合。

第15条(乙の禁止事項)

1. 乙は本件住戸の全部もしくは一部を転貸し、本件住戸の賃借権を譲渡してはなりません。又、本件住戸を第三に占有させてはなりません。
2. 乙は、本件住戸及び建物についての模様替え、増改築、設備その他の工事をしてはなりません。但し、乙の申し出を甲が認めた場合はこの限りではありません。
3. 乙は本件住戸のある敷地内で工作物の築造や敷地の原状を変更してはなりません。但し、乙の申し出を甲が認めた場合はこの限りではありません。
4. 前項及び前々項の乙の申し出は書面によるものとします。
5. 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
6. 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、住の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
7. 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

000066

第16条(駐車場の使用)

乙が表題部(7)に記載の車輛を保管する場合は、甲が指定する場所を利用することとします。尚、車輛を変更する場合は甲の承諾を得るものとします。

第17条(事故等)

1. 乙が本件住戸で故意または過失により漏水事故を発生させた場合、その被害者に対する補償及び補修費は乙又は入居者が負担するものとします。
2. 駐輪場・駐車場及び本件住戸にある敷地内に駐輪・駐車している乙又はその同居者若しくは関係者の自転車・自動車等に盗難、破損等の事故が生じて、甲は一切その責任を負いません。

第18条(免責)

地震、火災、風水害等の災害及び盗難や電気、ガス、上下水道の設備の故障による損害など、不可抗力と認められる場合、甲乙は相互にその責を負いません。

第19条(甲の契約解除権等)

1. 甲は、乙に次の各号の一に該当する行為があったときは、本契約を解除し、または本契約の更新を拒絶することができますものとします。
 - (1) 賃料等の支払いを滞納して、その額が1ヶ月分に達したとき。
 - (2) 乙が成年被後見人、被保佐人の申し立てを受けたとき。
 - (3) 乙に破産、民事再生、会社更生、清算の申し立てがあったとき。
 - (4) 甲の承諾を得ないで第13条の各号に掲げる行為をしたとき。
 - (5) 第14条に定める通知を怠ったとき。
 - (6) 乙又は表題部に記載の入居者が、反社会的と認められる団体(暴力団、過激な政治活動集団等)に関係していると甲が認めたとき、又は建物内外において一見暴走族風と認められるような、付近住民に不安を抱かせるような行為をしたと甲が認めたとき。
 - (7) 本件住戸及び本件住戸のある建物、附属施設及び敷地を故意又は重大な過失により汚損し、破損し、または滅失したとき。
 - (8) 第1条第4項に違反し、甲の再三の注意に誠実に対応しなかったとき。
 - (9) 本契約にあたり虚偽の事項を記載したとき。
 - (10) 共同生活の秩序を乱す行為があったとき。
 - (11) その他本契約に違反したとき。
2. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第23条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
3. 甲は、乙が第15条第5項から第7項に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができるものとします。

第20条(契約の終了原因)

1. 甲は本契約期間内に、乙が本件住戸を甲に無断で1ヶ月以上にわたって留守にし、しかもその間甲に何ら通知をしなかった場合には、留守期間の1ヶ月をもって本契約は終了したものと見做すことができるものとします。
2. 前項の場合、甲は、乙が不在であっても本件住戸内に立入り、乙が残した物件を乙の費用で任意に処分又は第三者2人以上立会いのもとに他所に移転保管して本件住戸を明けることができ、乙はこれに対して異議を申し立てないものとします。
3. 地震、火災、風水害その他原因の如何を問わず本件住戸の滅失または損壊により居住不能になった場合は、そのときをもって本契約は終了したものとします。

第21条(明け渡し等)

1. 乙は第10条、第19条の規定によって本契約を解除されたとき、または直ちに期間満了によって終了する場合(第10条の予告期間満了の場合を含む)は、本契約終了の日までに本件住戸を甲に明け渡します。
2. 前項または第20条第1項による明け渡しに際し、乙は本件住戸に附加した設備造作等を除去し、本契約当初の原状に回復しなければなりません。
3. 乙が前項の原状回復を実施しないときは、甲が依頼した者が査定した原状回復に要する工事費を乙は負担しなければなりません。
4. 乙は第1項、第2項の明け渡しに際し甲又は本物件管理会社より要求のあった場合、第7条の諸料金の領収書とその支払済を証明できる書面を提示しなければなりません。
5. 乙は本契約の満了または第10条、第19条、第20条第1項によって本件住戸を明け渡すときは、甲に対し如何なる名目の金銭も請求することができません。
6. 本契約が第20条の第3項により終了した場合の明け渡しについては、そのときの状況にあわせて適宜行うものとします。

000067

第22条(不法居住による使用損害金等)

乙が本契約の規定により本件住戸を明け渡し義務が生じたにもかかわらず明け渡しを実行しない場合、乙は明け渡しをしなければならない日の翌日から起算して明け渡しを実行した日まで(以下「不法居住期間」という)の賃料等相当額の2倍の使用損害金ならびに乙の不法居住により甲が別途支払う損害金等が生じた場合はその金額と同額の賠償金を甲に支払わなければなりません。

第23条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、次の事項を確約する。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
2. 自らの役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
4. 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - (1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第24条(連帯保証人)

1. 丙及び丁は乙と連帯して、乙が本契約に基づいて負担する一切の債務を履行する責を負うものとします。連帯保証人は原則として市内に居住する者で甲並びに管理者が適当と認める者であることを必要とします。尚、連帯保証人は、印鑑証明書一通を甲に提出するものとします。
2. 前項の丙又は丁が個人である場合の負担は、表題部(9)に記載する極度額を限度とする。丙又は丁が法人である場合はこの限りではありません。
3. 丙及び丁が負担する債務の元本は、乙が死亡したときに、確定するものとします。丙又は丁が法人である場合はこの限りではありません。
4. 丙又は丁が甲に対し、身分証明書を提示して、賃料及び管理費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全て債務の額等に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べられません。
5. 丙及び丁が死亡その他の事由により欠けたとき、丙が成年被後見人、被保佐人の申し立てを受けたとき、または丙及び丁に破産、民事再生、会社更生、整理、清算の申し立てがあったときは、乙は直ちに甲が承諾する新たな連帯保証人に変更しなければなりません。
6. 乙が契約期間満了及び第10条、第19条、第20条による本件住戸の明け渡しに際し、本件住戸内にある乙の物件を引き取らない場合、甲は丙及び丁にその引き取りを求めることができるものとします。

第25条(管轄合意)

本契約について紛争が生じた場合は本件住戸の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに乙は合意します。

第26条(その他)

1. 乙が乙の親族または使用人に本件住戸を使用させている場合、乙はその親族または使用人等に対し本契約、管理規則等を遵守させなければなりません。
2. 本契約及び管理規則等に取り決めのない事項が生じたとき、当事者は信義誠実の原則に則り互いに協議して円満に解決するものとします。

第27条(特約事項)

1. 乙は仲介手数料として 57,200円(税込)を負担してください。
2. 乙もしくは入居者は契約期間中、借家人賠償保険又は賃貸住宅総合保険に加入してください。
3. 乙は解約時、契約期間の長短にかかわらず室内クリーニング費用を負担していただきます。尚、和室がある場合は畳の表替えも同様とします。
4. 退去連絡は必ず書面(直接提出、郵送、FAX等)にてお願いします。口頭での連絡はトラブル防止のため受けません。
5. ペットの飼育は禁止です。
6. 乙は駐車場仲介手数料として5,500円(税込)を負担してください。
7. 契約期間中、乙はジェイリース株式会社と保証委託契約を締結するものとし、初回保証料(50,160円)、保証委託契約更新時における更新料(6,270円/年)及び収納代行手数料(300円[税別]/月)を負担するものとします。尚、保証委託契約内容については、別途ジェイリース株式会社と乙との間で締結する契約の定めによるものとします。また、ジェイリース株式会社が保証委託契約を継続することが困難となった場合には、甲又は管理会社の指定する別の保証委託会社と、乙の費用負担にて新たに保証委託契約を締結するものとします。
8. エアコン及び照明器具は乙にて維持管理するものとし、使用中に修理・交換が必要となった場合には甲は修繕義務を負わず、廃棄する場合も乙の負担において行うものとします。
9. 乙は、本契約締結時に鍵交換費用16,500円(税込み)を負担するものとします。尚、甲は退去時に鍵交換費用を乙に請求しないものとします。

000068

管 理 規 則

入居者は、本件住戸の使用にあたり、「建物の保全」及び「全入居者の快適な居住環境」を維持する為、この管理規則を充分に了承の上、次の各事項を遵守しなければなりません。

1. 禁止事項

- (1) 用途を変更したり、定員以上の人数で使用してはなりません。
- (2) 小鳥及び鑑賞用の魚類を除く他の動物を飼育してはなりません。
- (3) 廊下、階段、通路などの共用部分にゴミ、ガラス、ビン、出前の器、その他の私物を放置してはなりません。
- (4) 他の入居者及び近隣に迷惑を掛けるような雑音又は高音を発してはなりません。
- (5) 発火、引火、発煙の恐れのある危険物、不潔又は悪臭を発する物を保管してはなりません。
- (6) 自転車及びバイクは指定の場所以外に置いてはなりません。
- (7) 廊下などの共用部分に落書きや傷をつける行為をしてはなりません。
- (8) 町内で定める日時、場所以外にゴミを廃棄してはなりません。
- (9) 流し、浴室などの配水管に「茶殻、残飯、野菜屑、たばこ、毛髪」等を流してはなりません。

2. 注意事項

- (1) トイレでは必ずトイレットペーパーをご使用下さい。
- (2) 床に水を溢さないで下さい。「一般階のコンクリート床は防水仕上げでない為、階下に漏水する恐れがあります。」
- (3) 壁に結露が生じる事がありますので、快晴の日は窓を開放するなど乾燥にご注意下さい。
- (4) 鍵を大切にして下さい。
鍵は皆様に差し上げたものではなく、住戸と共にお貸ししたもので、皆様の生活財産を守る大切なものですから保管には十分ご注意ください。
- (5) 「音」がよく問題になります。深夜のドアの開閉、テレビ、ステレオの音量なども十分ご注意ください。
 - ① 音の出るものを壁にぴったりつけると衝撃音は大きくなります。テレビ、ステレオは壁からなるべく離してください。
 - ② 階下の居住者が気にするのが食堂の椅子の音です。椅子の脚にゴムカバーを履かせるか敷物を敷くとかなり違います。
 - ③ 深夜のドアの開閉、廊下、階段の歩行は静かにお願いします。
 - ④ 深夜の「夜10時以降」の洗濯はご遠慮下さい。
 - ⑤ 入浴時間の制限はありませんが、深夜の排水は極力ご遠慮下さい。

3. その他

- (1) 建物の管理のための調査にご協力をお願いいたします。
- (2) 要求に応じ、入居者の住民票を提示して下さい。
- (3) 緊急連絡先を変更した時は直ちに書面で通知して下さい。
- (4) 表札、ポストの名札は引き渡し以降直ちに表示して下さい。
- (5) 入居後、町内会の班長に指名された時は協力して下さい。

念 書

私は契約書及び管理規則をよく理解し、内容を納得した上賃借しましたので、次の事項を守ります。

1. 私は契約書及び管理規則を守り近隣の方々や貸主に迷惑を掛けることは致しません。万一守らない時は直ちに物件を明渡します。又、管理者がロックアウトしても異義がありません。
2. 私は賃料等の遅延は一切致しません。万一守れない場合直ちに物件を明渡します。又管理者がロックアウトしても異義申しません。
3. 私は、市清掃局及び町内会の定めるゴミ、危険物の処理方法をよく守り、近隣並びに建物の美観の維持に努めます。
4. 私の提出した書類および申込書記載の内容には、偽りはありません。
5. 私は、本物件を転貸したり第三者に占有させたり致しません。万一守れないときは直ちに物件を明渡します。又、管理者がロックアウトしても異義がありません。

令和3年5月7日

氏名

高木 強



000069

管理受託契約の成立に係る通知書

高木 強 様

2021年05月12日

株式会社アイワ不動産
〒422-0046
静岡県葵区吉野町
TEL 054-253-1717
FAX 054-253-2151

下記1記載の物件に係る管理業務については、下記2記載の当社が本物件の賃貸借契約における賃貸人との間の管理受託契約の成立に基づき、下記3記載の管理業務を行いますので、本物件の賃借人である貴殿に対し、賃貸住宅管理業務処理準則(国土交通省告示第999号)第7条に基づき通知します。

記

1 物件の表示(準7-1(6-2))

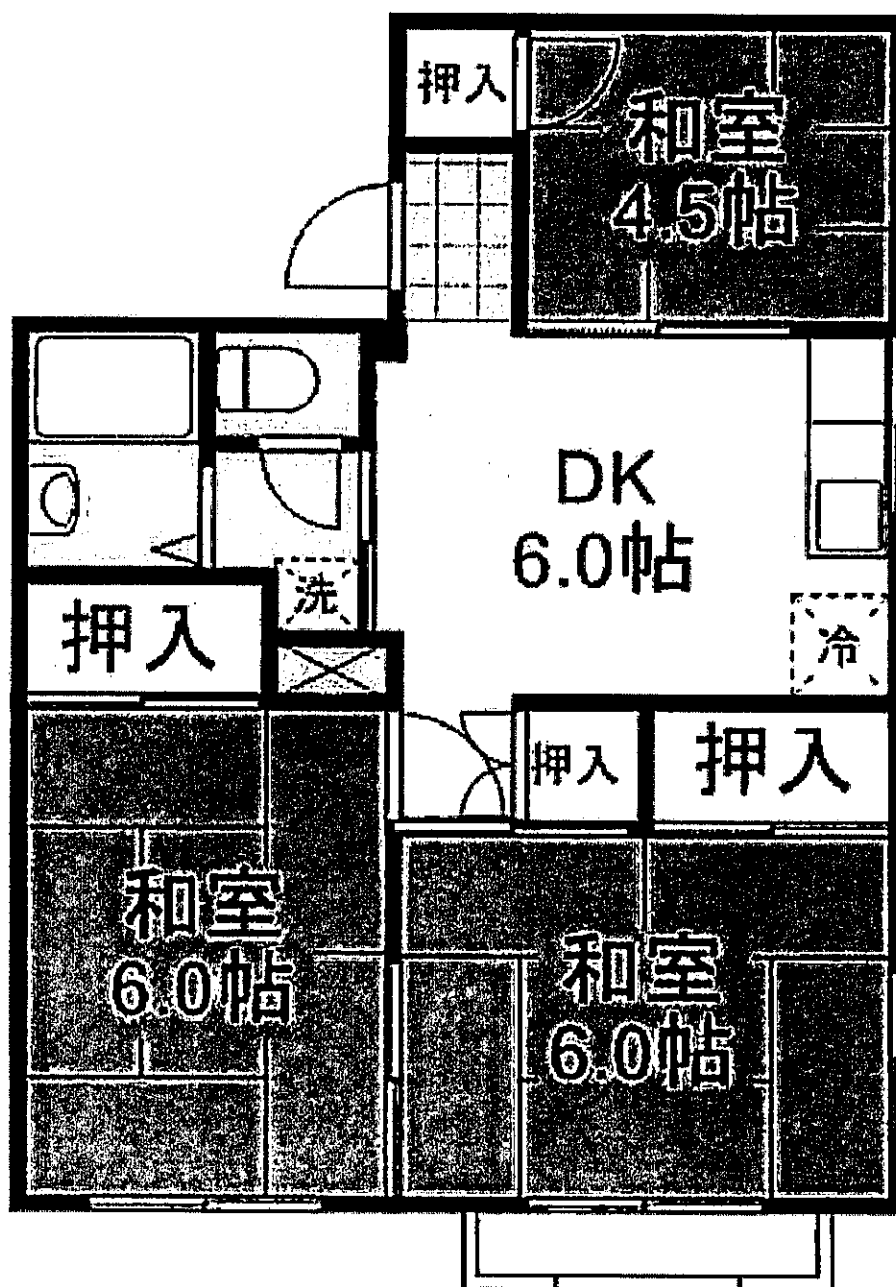
所在地	〒424-0114 静岡県静岡市清水区庵原町156-1		
建物の名称等	グリーンハイツ清水B	部屋番号	101

2 本物件の管理業務を行う管理業者(準7-1(6-1))

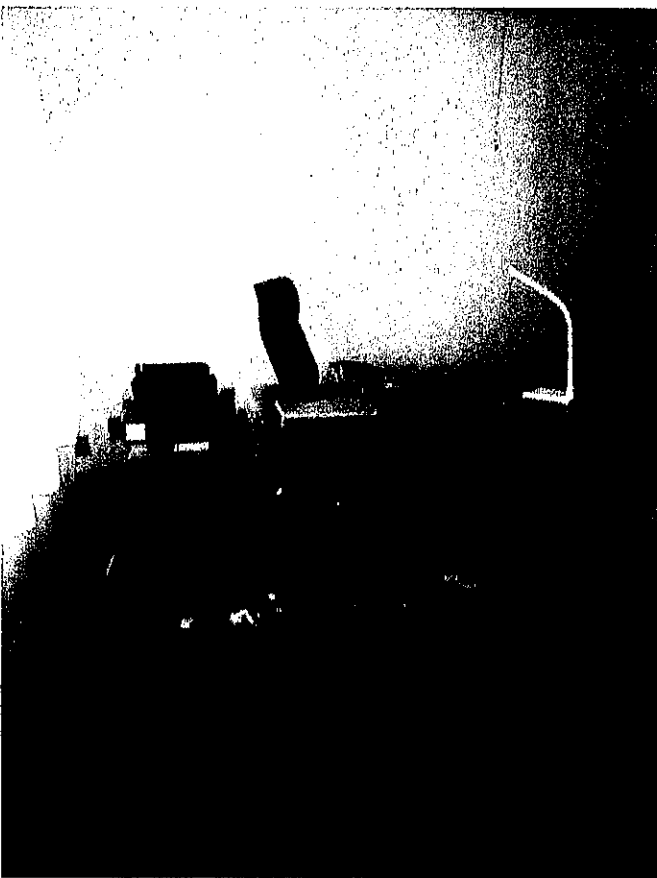
商号(名称)	株式会社アイワ不動産		
事務所所在地	静岡県静岡市葵区吉野町3番5号		
電話番号 FAX番号	TEL 054-253-1717 FAX 054-253-2151		
登録番号	国土交通大臣(2)第161号	登録年月日	2016年12月16日

3 管理業務

内 容	実 施 方 法
家賃の受領に係る事務	毎月27日までに下記記載の口座に口座振替にて受領します。
家賃等の振込先	株式会社アイワ不動産家賃口座 (カブシカイシャアイワフドウサンヤチンコウサ)
更新に係る事務	自動更新
契約終了時に係る事務	退去時の債務の精算業務を行います。債務の額についてはその算定基礎を記載して書面を交付します。
財産分別管理の状況	当社は以下の方法(□にチェックのある方法)により、当社財産と貴殿から受領した家賃・敷金等につき分別管理をしています。 000070 ☒ 家賃等収納口座から毎月指定日に当社より貸主指定口座に家賃を送金しております。 ☐ 毎月の賃料は直接貸主指定口座にお振り込み頂いております。



000071



000072



000073

支 出 伝 票

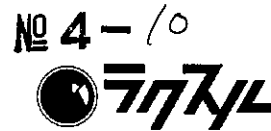
		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 ③ 広報広聴費 8 人 件 費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 8日				
支払年月日	6年 4月 8日				
金 額	197,945 円				
内 容	静岡市政だより 作成代				
支 払 先	ラクスル				
備 考	★ 福地健 議員 40,000部				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000074

領収書



自民党静岡市議会議員団 御中

取引年月日：2024年04月01日(月)

下記正に領収いたしました。

領収書番号：R-240326945922

合計金額 (税込) 197,945円

ラクスル株式会社



10%対象 197,945円 (内消費税: 17,995円)

〒1410021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F

登録番号：T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
	チラシ・フライヤー / B4 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準：90kg / 折り加工: 2つ折り(センター折り)	40,000部	179,950円	出荷予定日: 2024年4月1日 福地市議 R6広報紙 ニつ折り

「*」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 179,950円
小計 (税抜)	179,950円
合計金額 (税込)	197,945円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ (必ずご確認ください)

本書面についてご不明点などございましたらお問合せフォーム (<https://raksul.com/contact/>) からご連絡ください。

000075

静岡市政だより

発行：自由民主党静岡市議会議員団 静岡市葵区迫手町5-1 TEL/FAX



静岡市議会議員（3期目）
福地 健がお届けします！

日頃から市政運営にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。
今回の広報紙では“令和6年度の当初予算額”と“新規事業や主要な取組み”を掲載しています。

新しい市長のもとで静岡市がどのように変化して行くのか？市民の皆さんと情報を共有し、市議会としても最善の提言をしていきたいと考えています。ご多用のこととは存じますが、ご一読いただければ幸いです。

【令和6年度 の静岡市の当初予算額は？】

【一般会計】 3,534億6,000万円

人件費や社会保障費、道路建設費などに使う一般財源

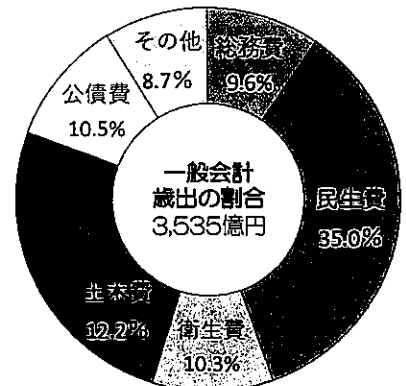
【特別会計】 2,523億5,380万円

国民健康保険や介護保険、競輪事業などに使う別枠予算

【企業会計】 799億2,540万円

上下水道事業や市立病院の運営などにかかる予算

総 額 6,857億3,920万円（対前年比 +98.3億円）



静岡市の新規事業や主要な取組み（抜粋）

○プレミアム付き商品券販売を発行

物価高騰対策として25%のプレミアム分が付いたデジタル商品券を52万口発行します。

- ・販売価格：1口5,000円（1人最大4口まで申込可能）⇒額面金額は1口6,250円
- ・販売期間：令和6年5月10日（金）～5月31日（金）※応募多数の場合は抽選となります。
- ・利用方法：スマホアプリに購入金額を入れる「ユーザーズキャン方式」 ※紙では発行しない
- ・問合せ先：しずトク商品券事務局 0120-566-550（9時～19時）



000076

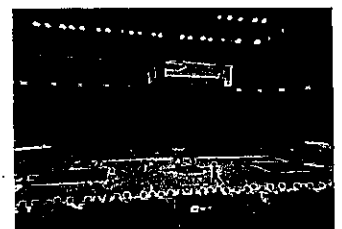
○紺屋町・御幸町地区市街地再開発

静岡駅前、紺屋町・御幸町地区の再開発事業に対し助成を行います。

- ・整備概要 地上27階／地下1階（商業施設、住宅）
- ・事業期間 令和6年度～令和12年度



紺屋町・御幸町再開発イメージ



アリーナのイメージ（佐賀市）

○東静岡地区アリーナ施設検討事業

令和6年度は整備基本計画の策定を目指します。

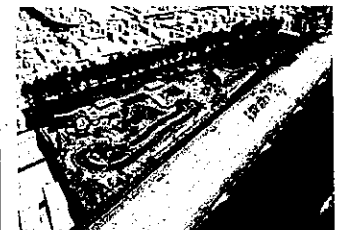
○清水海洋文化施設建設事業

水族館と博物館の垣根を越えた総合ミュージアムを整備。

- ・供用開始 令和8年度予定
- ・施設規模 延床面積 約8,477㎡、地上5階



海洋・地球総合ミュージアムのイメージ



大浜公園の再整備イメージ

○大浜公園再整備事業

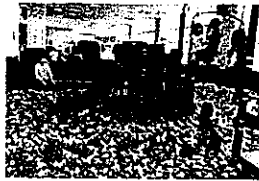
1年を通じて賑わう大浜公園へと再整備を行う。

- ・令和6年度～令和7年度 建設工事
- ・令和7年7月 リニューアルオープン予定

裏面へ続く

子育て支援・教育の充実と健康長寿の推進 68.2億円

- ①雨の日でも過ごせる子どもの遊び場の設置
- ②不妊治療支援（先進医療7割相当を助成）
- ③第2子以降の保育料負担軽減
- ④特別支援教育の推進
- ⑤小中学校の特別教室や体育館への空調設置
- ⑥学校のトイレ洋式化を加速
- ⑦有機農産物を活用した学校給食の提供
- ⑧学校給食で静岡茶を提供し食育を推進する
- ⑨データ分析による糖尿病発症予防施策
- ⑩介護サービス事業者へのICT導入を支援



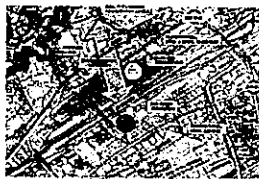
こども館のイメージ（島田市）



非常勤講師を追加配置した授業風景



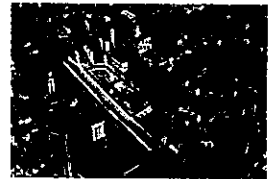
小中学校のトイレ洋式化促進



東静岡地区まちづくり方針イメージ



清水庵原球場の改修



静岡駅南口拡幅エリア

地域の文化力の向上 58.4億円

- ①東静岡地区まちづくり計画を策定
- ②清水庵原球場の改修（照明や駐車場など）
- ③市民文化会館の再整備をスタート
- ④JR静岡駅北口の国道横断ルートを検討
- ⑤JR静岡駅南口の駅前広場を再整備
- ⑥清水駅東口ペDESTリアンデッキを整備
- ⑦ブルートランスフォーメーション推進
- ⑧南アルプスユネスコエコパーク保全活用



清水駅東口ペDESTリアンデッキ



海洋DX（デジタル化）の推進



大谷・小島街づくり推進

地域経済の活性化 93.8億円

- ①未利用・低利用地等の活用を促進
- ②企業立地の促進に向けた候補地の調査
- ③廃校など公共資産の活用を推進
- ④スタートアップと協業・共働を促進
- ⑤有機農業を推進するプラットフォーム構築
- ⑥美食・絶景・歴史をテーマに観光促進
- ⑦夜景を活かしたナイトツーリズム推進
- ⑧日本平公園の魅力増強



地域の皆さんと「唐瀬街道の整備促進」を市長に要望



「長沼交差点改良の事業化」を図へ要望

災害対応力の強化 132.7億円

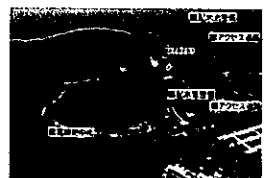
- ①災害情報を総合的に発信するサイトの構築
- ②大規模災害時に備えトイレトラック導入
- ③木造住宅の耐震診断・耐震補強の支援
- ④巴川流域の水位・氾濫予測システムの構築
- ⑤水道管の耐震化・液状化対策の推進
- ⑥大内新田地区への雨水貯溜施設整備



廃校等の跡地利用（イメージ）



ナイトツーリズム推進



日本平公園整備



巴川氾濫予測システム構築



水道施設の強靱化



大内新田の雨水貯溜施設

“長沼大橋の架け替え”を含めた「長沼交差点改良」の進捗状況

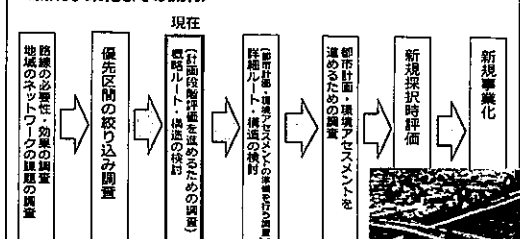
長沼大橋は、架設後50年以上が経過し老朽化が進行しています。熊本地震で落橋したロックン形式の橋脚と同じ仕様となっており耐震補強を実施していますが早期に架け替える必要があります。

そこで令和2年度に静岡市長を会長とした「国道1号長沼交差点機能強化促進期成同盟会」を設立し国への要望活動を継続してきました。

その結果、国による「計画段階評価」へと進み、昨年の夏には大規模なアンケート調査が実施されました。着実にステップアップしています。

私達は引き続き“早期の新規事業化”を目指し力強く活動してまいります。

＜新規事業化までの流れ＞



No. 4月 - 11

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 ② 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人 件 費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 8日				
支払年月日	6年 4月 8日				
金 額	238,040 円				
内 容	内外情勢調査会 令和6年度会費				
支 払 先	内外情勢調査会				
備 考	会費 ¥237,600 振込料 ¥440 ¥238,040				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000078

〒420-0853
静岡県
静岡市葵区追手町5-1
自民党市議団控室

№ 4-11

自民党 静岡市議団

様

お客様番号 XXXXXXXXXX

領収証

自民党 静岡市議団

様

領収金額 237,600円
(消費税等 21,600円を含む)

領収日

領収番号 4106541

期 間 令和 6年 4月 1日~令和 7年 3月 31日

▼この件についてのお問い合わせ先
静岡総局 (TEL:054-252-1823)

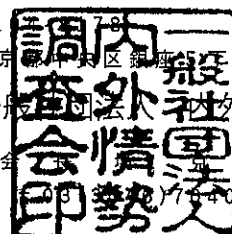
当会は一般法人（非営利型）につき、収入印紙は貼り付けいたしません。

種類	配信先（敬称略）	数量	月額	月数	領収金額
会費			18,000	12	216,000
		10%	【対象金額】 【消費税等】		216,000 21,600

上記の通り領収いたしました。

000079

〒1
東京 中央区銀座 目 15番8号
一般社団法人 外務調査会
金 彦 彦
電 03-5561-7640





ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-04-08		通帳送金
記号	番号	
取扱番号	お取引金額	
N092	*237,600	
イッハ°ンシヤタ°ンホウシ°ンナイカ°イシ°ヨウ セイチ 送金料金 *440円 振込予定日 06-04-08 テラサワ シェン		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-04-08		通帳送金
記号	番号	
取扱番号	お取引金額	
N092	*237,600	
イッハ°ンシヤタ°ンホウシ°ンナイカ°イシ°ヨウ セイチ 送金料金 *440円 振込予定日 06-04-08 テラサワ シェン		

ご利用いただきましてありがとうございました。

000080

No. 4月ー11

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	4	4	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | ② 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

内外情勢調査会 令和6年度会費 振込手数料

支払年月日 6 年 4 月 8 日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

令和 6 年 4 月 8 日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木和彦

000081

No. 4 月 11

報 告 書

令和7年3月27日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 鈴木 和彦 様

議員名 寺澤 潤

下記のとおり、会費負担を伴う政務活動についてご報告します。

1	支 出 先	内外情勢調査会
2	支出内容 及び金額	238,040 円 (振込手数料込み)
3	開催日・支払日	添付資料参照
4	目 的	添付資料参照
5	内 容	添付資料参照
6	成果・市政への 反映等	各界における全国トップクラスの講師を招き、地元経済界の方々と最新の政治経済動向の話を伺いながら、自身の政策研究等に変大有効な手段として、もっと多くの議員にも聴講してほしい内容である。 特に1月の難波市長の講演では、市政全般の課題や市政変革の重要性を話され、2月議会での審議に大きな参考となった。 また、昨年5月には北朝鮮による拉致被害者を招いた講演では、当時の生々しい話を聞く事ができ、改めて北朝鮮の脅威と防衛政策の大切さを感じた。更に何度か世界経済の話を聞き、当分の間はアメリカのトランプ政権のアメリカ第一主義の政策が世界経済全体に大きな影響を及ぼし、日本経済も物価高やエネルギー高に苦しむ中、更なる悪影響を及ぼすと認識した。 世界情勢の混沌の中、市政は市民の生活を下支えする、寄り添う姿勢で市民へ温かい市政を展開できるよう、この様な勉強会に出席しながら、内外情勢を聞き市政へ提言や質問する材料を聴取して行きたい。

000082

内外情勢調査会清水支部2024年度 全国・支部例会開催状況一覧

2025年		
3月	支部	「日本と世界の経済の行方」 真田 幸光（嘉悦大学副学長・教授）
2月	全国	「内外情勢について」 野田 佳彦（立憲民主党代表）
	支部	「プーチン政権の行方と今後の国際秩序」 中村 逸郎（筑波大学名誉教授）
1月	全国	「激動の世界と政策対応」 神田 真人（内閣官房参与）
	支部	「実務家市長の技術力：『難しい』を『できる』に」 難波 喬司（静岡市長）（※静岡支部合同）

2024年		
12月	全国	2024年を振り返り、2025年を展望する 石破 茂（内閣総理大臣）
11月	全国	「物流の2024年問題の現状～物流の革新に向けて～（仮題）」 真貝 康一（日本物流団体連合会会長・JR貨物代表取締役会長）
	支部	「新時代のチームビルディング」 坂井 伸一郎（株式会社ホープス代表取締役社長）
10月	全国	「テーマ：米大統領選」 前嶋和弘（上智大学教授）×渡辺博史（国際通貨研究所理事長）
	支部	「エネルギー産業の現状・課題と今後の展望」 伊藤 敏憲（伊藤リサーチ・アンド・アドバイザリー代表取締役兼アナリスト）
9月	全国	「内外の諸課題と公明党の役割」 山口 那津男（公明党 代表）
	支部	「一流の人の「勝てる服」～「装力」を身につけるには～」 政近 準子（有限会社ファッションレスキュー代表取締役社長）
7月	全国	「経済社会の課題解決に向けた令和モデル『共助資本主義』への転換」 新浪 剛史（経済同友会 代表幹事）
	支部	「日本を取り巻く世界経済・安全保障～今後の動向を読み解く～」 ジョセフ・クラフト（ロールシャッハ・アドバイザリー株式会社代表取締役）
6月	全国	「人口減少といかに向き合うか～『消滅可能性都市』公表から10年」 増田 寛也（日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長）
	支部	「岸田総理は政権浮揚できるか～どうなるポスト岸田～」 青山 和弘（政治ジャーナリスト）
5月	全国	「能登半島地震を考える」 泉谷 満寿裕（石川県珠洲市長）
	支部	「北朝鮮の主張『拉致問題解決済み』の3つのウソと拉致問題解決のキーワード『期限』の意味」 蓮池 薫（新潟産業大学経済学部特任教授）
4月	全国	「昨今の政治について＝自民党改革の方向性＝」 森山 裕（自民党総務会長）
	支部	「時代と共に変化する中小企業経営～働き方改革と利益の両立～」 中村 朱美（株式会社minitts代表取締役）

No.4月 - 12

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 8日				
支払年月日	6年 4月 8日				
金 額	48,600 - 円				
内 容	事務所賃料 4月分 として				
支 払 先	サンコーランディックス				
備 考 ★池谷大輔 議員 事務所賃料 ¥97,200×1/2 = ¥48,600 所在地： 静岡市駿河区手越原 2 5 1 番地の12 ※契約書の写し等書類 添付					
					出納簿 確認欄 ✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000084

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	4	8	6	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 6年 4月 8日

支払先住所 静岡市駿河区国吉田4-12-10

支払先名称 サンコーランディックス

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 6年 4月 8日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000085

貸借契約書

池谷 大輔 様

社団法人 静岡県宅地建物取引業協会会員

静岡県知事 (2) 第12880号

静岡市駿河区国吉田4-12-10

(株)サンコーランディックス

054-264-8133

000086

建物賃貸借契約書(事業用)

(A) 賃貸建物の表示 ※宅建業法37条1-2

所在地	静岡市駿河区手越原251番地の12			家屋番号	251番12
建物名称	LLビル	階数	1階	部屋番号	B
建物用途	事業用(非居住)	建物種別	店舗・事務所・倉庫・その他()		
建物構造	鉄骨木造	スレート亜鉛メッキ鋼板葺		専有部分	床面積: 47.17㎡
建物構造	2階建て	総面積	334.33㎡	敷地面積	490.24㎡
				駐車場	2台駐車可

(B) 賃借人の業種及び建物の使用目的 (建物の使用目的が、暴力団等反社会的勢力の事務所・その他活動拠点、違法薬物・危険ドラッグの製造販売又は使用のため等は、不可)

賃借人の業種	静岡市議会議員
建物の使用目的	事務所

(C) 賃貸借期間 ※宅建業法37条1-4

※契約期間終了後は自動更新です

始期	平成29年	4月	27日から	1年間
終期	平成30年	4月	26日まで	
目的物の引渡し時期		29年 4月 27日 ※鍵の引渡し予定日等を記載		

(D) 賃料・敷金・保証金等 ※宅建業法37条2-2、3

賃料・共益費等		支払期限	支払方法 (振込又は持参)
賃料	97,200円	当月分・翌月分を 毎月28日まで	金融機関名: XXXXXXXXXX 預金: XXXXXX 口座番号: XXXXXXXXXX 口座名義人: XXXXXXXXXX 持参先:

000087

敷 金・保証金等		授受の時期	目 的
敷 金	270,000円	契約時	本契約書第6条の通り
礼 金	194,400円	契約時	
	円		
	円		
	円		

(E) 貸主及び管理業者

(1) 貸 主

氏 名	
-----	--

(2) 貸主と建物所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

住 所	〒 - 電話 ()
氏 名	
賃貸人と建物所有者との関係	

(3) 管理業者

商号又は名称	
所在地	
賃貸住宅管理業者登録番号	国土交通大臣()第 号

(F) 借主の緊急時連絡先

住 所	〒 - 電話 () 携帯 ()
氏 名	
借主との関係	

000088.

(G) 借主が負担すべき修繕箇所

1. 電球・蛍光灯等の消耗品
2. エアコンの保守点検交換

(H) 特約事項 (損害賠償額の予定又は違約金に関する定めがあるとき、天災その他不可抗力による損害の負担に関する定めがあるときは、その内容をここに記載) ※宅建業法37条1-8、10

(契 約 条 文)

貸主 [] と借主 池谷太輔 は、頭書(A)記載の建物(以下「本物件」という。)について、建物賃貸借契約を次のとおり締結する。

第1条 使用目的

借主は、本物件を頭書(B)記載の目的にのみ使用する。

第2条 賃貸借期間

賃貸借期間は、頭書(C)記載のとおりとする。但し、貸主・借主協議の上、契約を更新することができる。

第3条 賃料・共益費等

借主は、頭書(D)の記載に従い、賃料等を貸主に支払わなければならない。但し、振込の場合の振込手数料は(貸主・借主)の負担とする。

2 1か月に満たない期間の賃料等は、1か月を30日として日割計算した額とする。

第4条 賃料等の増減

本契約の賃料等が公租公課の増減・経済情勢の変動あるいは近傍同種の賃料と比して不相当となったときは、貸主・借主協議の上、増減することができる。

第5条 負担の帰属

本物件の公租公課は貸主が負担し、電気水道料、町内会費、衛生費その他の経費は、借主が負担する。

第6条 敷金

借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(D)記載の敷金を貸主に預け入れるものとする。

2 借主は、本物件の明渡しまで、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができない。

3 貸主は、本物件の明渡し時に、賃料等の滞納、その他本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合は債務の額の内容を明示し、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

4 貸主は、本物件の明渡しが完了したときには、敷金の残額を借主に返還しなければならない。

第7条 借主の善管注意義務

借主は、善良な管理者の注意をもって本物件を保全し使用しなければならない。

2 本物件が毀損したときは、借主は直ちに貸主に通告しなければならない。その毀損が借主の故意・過失に起因したものについては、借主が損害賠償しなければならない。

第8条 反社会的勢力の排除に関する確約事項

貸主及び借主は、それぞれ相手方に対して、次の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 自らの役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第9条 禁止事項

借主は、次の行為をしてはならない。

- (1) 本物件を第1条の使用目的以外の用途に使用すること。
- (2) 貸主の承諾なく、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し又は転貸すること。
- (3) 貸主の承諾なく、本物件の造作、模様替え、その他原状を変更すること。
- (4) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (5) 排水管を腐食させるおそれのある液体や故障の原因となるものを流すこと。
- (6) 高音、騒音、振動、悪臭を発する原因となる行為や衛生上有害となる行為をすること。
- (7) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (8) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (9) 本物件内(共用部分を含む)に反社会的勢力及び同関係者、覚醒剤や大麻、コカイン等の違法薬物又は危険ドラッグ(覚醒剤等の違法〔規制〕薬物と類似した幻覚や興奮等の精神作用のある成分が使われ、違法薬物と同様に有害性が疑われる物)使用者又は所持する者を出入りさせること並びに本物件内において本号薬物の販売を行うこと。
- (10) 法令に違反し又は公序良俗に反する行為、賭博行為、風紀を乱す行為をすること。
- (11) その他、近隣に迷惑をかける行為をすること。

第10条 契約解除 ※宅建業法37条1-7

借主が1か月分以上の賃料等の支払いを怠った場合において、貸主が相当な期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、借主がそれを履行しなかったときは、貸主は本契約を解除することができる。

- 2 借主が次のいずれかに該当した場合において、当該義務違反等により本契約の継続が困難であると認められるに至ったときは、貸主は本契約を解除することができる。
 - (1) 第9条(1)～(6)及び(8)～(11)の禁止事項を行ったとき。
 - (2) 第9条(7)の禁止事項を行ったときは、貸主は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - (3) その他、本契約の各条項に違背したとき。
- 3 貸主又は借主の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - (1) 第8条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員等が反社会的勢力に該当したとき。

第11条 修繕

貸主は、頭書(G)に記載した借主が負担する修繕を除き、借主が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。

2 借主の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、借主が負担しなければならない。

い。

第12条 立入り

貸主は、本物件の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

- 2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく貸主の立入りを拒絶できない。
- 3 火災その他緊急の場合は、借主の事前の承諾を得ることなく本物件内に立ち入ることができる。

第13条 借主からの解約

借主は、貸主に30日前までに解約の申入れをすることにより、本契約を終了させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、借主は解約申入れの日から1月分の賃料を貸主に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過する日までの間に随意、本契約を終了することができる。

第14条 天災事変等による契約の終了 ※宅建業法37条1-10

天災事変・事故・火災・老朽により、本物件の全部もしくは大部分を使用することが不可能な状態になったとき又は改築・大修理の必要が生じたときには、本契約は終了する。

第15条 明渡し及び明渡し時の修繕 ※宅建業法37条1-8

借主は、貸主又は貸主が指定した者(本物件の管理業者等)に、本物件の明渡日を事前に通知しなければならない。

- 2 借主は、本契約が終了する日までに(第10条の規定に基づき本契約が解除された場合は直ちに)、本物件を明け渡さなければならない。
- 3 借主は、明渡しについて必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃及び公共料金の精算をしなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された借主の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、借主がその時点でこれを放棄したものとみなし、貸主はこれを必要な範囲内で任意に処分し、その処分に要した費用を借主に請求することができるものとする。
- 5 本物件の明渡し時において、借主は経年劣化及び通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、借主の故意又は過失による必要な修繕費用は、借主が負担するものとする。
- 6 貸主・借主は、前項に基づき借主が行う原状回復の内容及び方法について事前に協議するものとする。
- 7 借主が明渡しを遅延したときは、借主は貸主に対して賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の2倍に相当する使用損害金を支払わなければならない。
- 8 借主は明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵及び複製した鍵を貸主に返還しなければならない。その他、貸与を受けたものがあるときには、同様に返還しなければならない。

第16条 延滞損害金 ※宅建業法37条1-8

借主は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(10.0%)の割合による延滞損害金を支払わなければならない。

第17条 連帯保証人

連帯保証人は、借主と連帯して本契約から生じる一切の債務を負担しなければならない。

- 2 連帯保証人は、法定更新、合意更新にかかわらず、本契約が存続する限り、借主と連帯して本契約から生じる一切の債務を負担しなければならない。
- 3 連帯保証人が死亡したとき又は破産の宣告を受けるなど、著しく社会的信用を失墜したときは、借主は直ちに貸主に通知するとともに、貸主の承諾する連帯保証人に変更しなければならない。
- 4 連帯保証人は、貸主の承諾がなければ、この保証契約を解約することができない。
- 5 借主は、貸主から連帯保証人の変更等の要求を受けたときには、すみやかに必要な手続きをとらなければならない。
- 6 借主が不在のときは、連帯保証人が借主に代わり賃貸借契約の解除の権限を有し、債務及び義務の一切を継承する。

000091

2. 宅地建物取引業法第37条に定められている署名

宅地建物取引業者の商号	株式会社サンコーランディックス
代表者の氏名	中島 順 印
主たる事務所(電話番号)	静岡市駿河区国吉田4丁目12番10号 電話 054-264-8133
免許証番号	静岡県知事(2)第12880号
免許年月日	平成29年12月10日
説明をする宅地建物取引士の氏名	印
登録番号	
業務に従事する事務所	株式会社サンコーランディックス 静岡市駿河区国吉田4丁目12番10号 電話 054-264-8133

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

000092

第18条 保証機関

貸主が承諾したときは、借主は、前条の連帯保証人の提供に代え、機関保証を利用することができるものとする。その場合、借主は、賃貸借契約締結と同時に同保証制度を利用するために必要な手続きをとらなければならない。また、機関保証に係わる費用は、借主の負担とする。

第19条 協議

貸主及び借主は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

第20条 管轄裁判所

本契約に関する訴訟は、貸主の所在地若しくは本物件の所在地を管轄する裁判所で行う。

第21条 特約事項

頭書(H)のとおり定める。

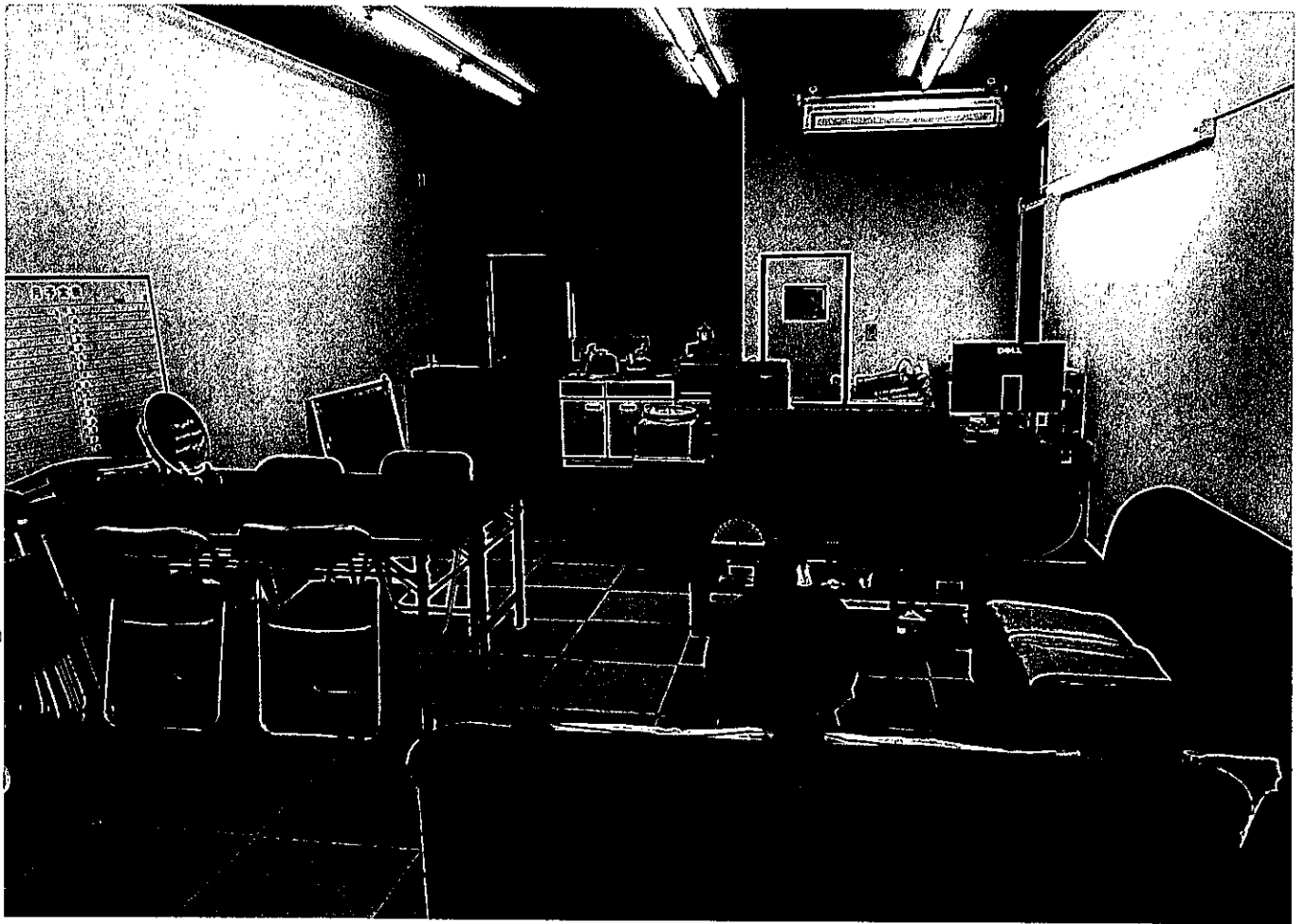
本契約書を2通作成し、貸主借主双方が署名押印の上各1通を保持する。

平成 29 年 4 月 20 日

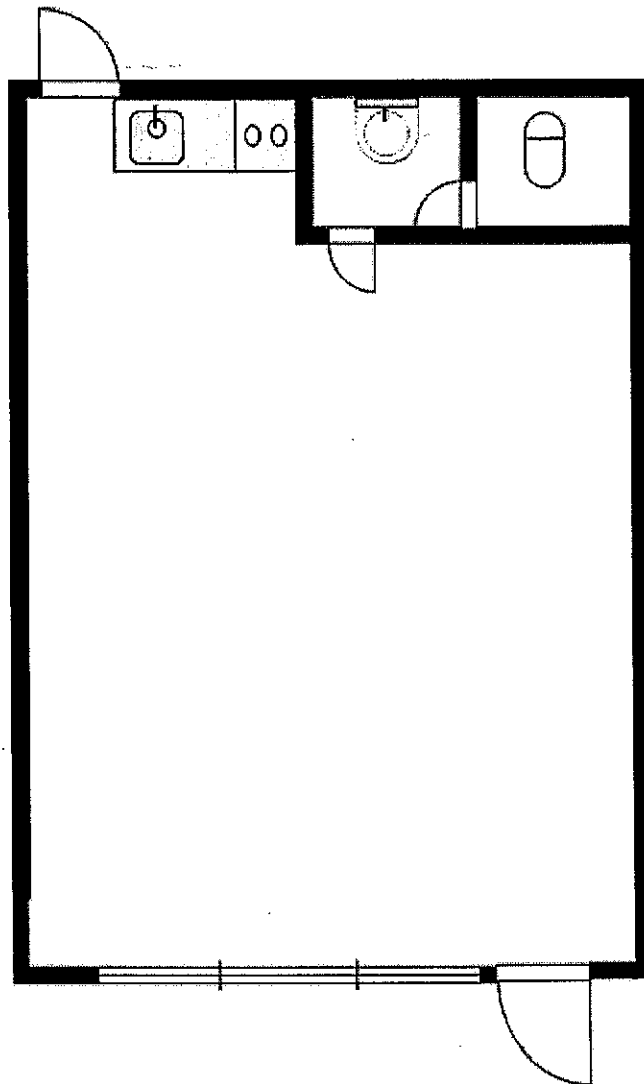
1. 貸主・借主・連帯保証人・保証機関

貸主	氏名	[REDACTED]			()
	住所	[REDACTED]			
借主	氏名	池谷大輔 (印)			電話 [REDACTED]
	住所	静岡県駿河区丸子4-15-3			
連帯保証人	氏名	[REDACTED]			
	住所	[REDACTED]			
連帯保証人	氏名	[REDACTED]			印 電話 ()
	住所	[REDACTED]			
保証機関	社名	[REDACTED]			電話 ()
	住所	[REDACTED]			

000093



000094



000095

支 出 伝 票

		代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 10日				
支払年月日	6年 4月 10日				
金 額	3,278 - 円				
内 容	Creative Cloud コンプリートプラン 月額利用料 4月分として				
支 払 先	ADOBE				
備 考 ※備品No.536 ノートパソコンにインストール					
					出納簿 確認欄 ✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000096



Adobe Systems Software Ireland Ltd
4-6 Rye Hill
Citywest Business Park
Dublin 24
Ireland

適格請求書発行事業者登録番号T3700150007275

オリジナル

請求情報

ご請求番号
発行日
支払い条件
注文書
ご注文番号
お客様
通貨

No 4-13

2024年4月10日
クレジットカード

円

領収書送付先

421-0017

自由民主党静岡市議会議員団 白濱 史教 様

領収書

品目詳細

支払期間: 2024年4月10日 to 2024年5月9日

製品番号	製品説明	数量	単位	単価	小計	税率	税	金額
65183102	Creative Cloud コンプリートプラン100GB	1	点	2,980	2,980	10.00%	298	3,278

領収書の合計

小計(円) 2,980
消費税 10.00% 298
JCT

合計金額(円) 3,278

備考欄:

請求先連絡先

eCommerce - ASIA (Japan C Cards)

ご注文いただき、誠にありがとうございます!

ページ 1 / 1

000097

No. 4月 - 14

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 11日				
支払年月日	6年 4月 11日				
金 額	165,550 - 円				
内 容	JAMP利用料 として				
支 払 先	時事通信社				
備 考	10,000円×12ヶ月(会派料金) 5,000円×6ヶ月(追加ライセンス) 消費税 振込手数料 ￥120,000 ￥30,000 ￥15,000 ￥550 ￥165,550				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000098

請 求 書

自由民主党静岡市議会議員団 様

請求日	R6.4.11
請求番号	4116822-1
お客様番号	

請求金額 132,000 円
(消費税等 12,000円を含む)

請求期間 令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日

種類	数量	月額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報モニタ)	1	10,000	12	120,000
配信先(敬称略) 自由民主党静岡市議会議員団		10%【対象金額】		120,000
		【消費税等】		12,000

■この件についてのお問合せは、静岡総局までお願いします。(TEL:054-252-1823) 担当:

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。

送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。

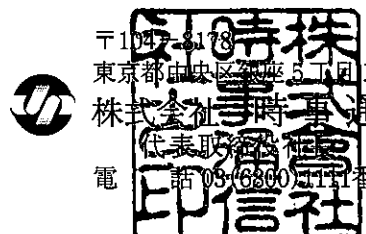
発行責任者

事務担当者

■下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 カジシツウシンシャ」です。

000099

(適格請求登録事業者)登録番号:T7010001018703



〒104-8178
東京都中央区銀座5丁目1
株式会社時事通信
代表取締役社長
電話 03-(6360)1111番

請求書

自由民主党静岡市議会議員団 様

請求日	26.4.11
請求番号	4116822-2
お客様番号	

請求金額 33,000 円
(消費税等 3,000円を含む)

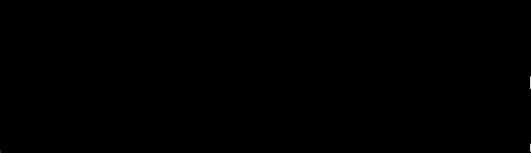
請求期間 令和 6年 4月 1日 ~ 令和 6年 9月 30日

種類	数量	月額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報モニタ)	1	5,000	6	30,000
配信先(敬称略) 自由民主党静岡市議会議員団 白濱史教議員利用分		10%	【対象金額】 【消費税等】	30,000 3,000

■この件についてのお問合せは、静岡総局までお願いします。(TEL:054-252-1823) 担当:

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
発行責任者
事務担当者

■下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 カジツツウシンシャ」です。



000100

(適格請求登録事業者)登録番号:T7010001018703



〒104-8178
東京都中央区銀座5丁目1
株式会社時事通信
代表取締役社長
電話 03-6800-1111番 代表



領 収 証

自由民主党静岡市議会議員団 様

領収日	R6.4.11
領収番号	4116822-1
お客様番号	

領収金額 132,000 円
(消費税等 12,000円を含む)

期間 令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日

種類	数量	月額	月数	領収金額
JAMP(時事行財政情報モニタ)	1	10,000	12	120,000
配信先(敬称略) 自由民主党静岡市議会議員団		10%【対象金額】		120,000
		【消費税等】		12,000

上記の通り領収いたしました。

■この件についてのお問合せは、静岡総局までお願い致します。(TEL:054-252-1823) 担当:

000101



領 収 証

自由民主党静岡市議会議員団 様

領収日	26.4.11
領収番号	4116822-2
お客様番号	

領収金額 33,000 円

(消費税等 3,000円を含む)

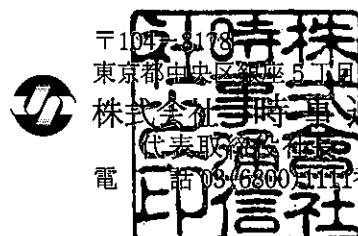
期間 令和 6年 4月 1日 ~ 令和 6年 9月 30日

種類	数量	月額	月数	領収金額
JAMP(時事行財政情報モニタ)	1	5,000	6	30,000
配信先(敬称略) 自由民主党静岡市議会議員団 白濱史教議員利用分		10%【対象金額】		30,000
		【消費税等】		3,000

上記の通り領収いたしました。

■この件についてのお問合せは、静岡総局までお願い致します。(TEL:054-252-1823) 担当: [REDACTED]

000102



写

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号			
06	04	11				
銀行番号	店番号	科目	口座番号			
お取扱店	お取引内容	お取引金額				
	お引出し	¥165,000				
お取扱枚数	*****					
	おつり	残 高				

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合			
	¥550	11130081				
カ) シ" シ" ツウシンシヤ 様 シ" ミントウシス" オカシキ" タ" ン 様 TEL054-254-2111						

06.520.38 ⑪ (裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号			
06	04	11				
銀行番号	店番号	科目	口座番号			
お取扱店	お取引内容	お取引金額				
	お引出し	¥165,000				
お取扱枚数	*****					
	おつり	残 高				

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合			
	¥550	11130081				
カ) シ" シ" ツウシンシヤ 様 シ" ミントウシス" オカシキ" タ" ン 様 TEL054-254-2111						

06.520.38 ⑪ (裏面もご覧ください)

000103

No. 4月-14

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	5	5	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

振込手数料

支払年月日 R6 年 4 月 11日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R6 年 4 月 11日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000104

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 11日				
支払年月日	6年 4月 11日				
金 額	70,510 - 円				
内 容	地方行政購読料 R64.1~R7.3.31 として				
支 払 先	時事通信社				
備 考	地方行政年間購読料 (R5年4月1日~R6年3月31日) @5,300×12ヶ月分 ¥63,600 消費税 ¥6,360 振込手数料 ¥550 ¥70,510 出納簿 確認欄 ✓				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000105

静岡県静岡市葵区追手町5-1

自民党静岡市議会議員団

御中

お客様番号

請求書

自民党静岡市議会議員団

様

請求金額 69,960円
(消費税等 6,360円を含む)

請求日 R6年4月11日

請求番号 4110682

請求期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日
(支払期日 令和6年4月30日)

▼この件についてのお問い合わせ先
静岡総局 (TEL:054-252-1823)

種類	配信先(敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
地方行政		1	5,300	12	63,600
		10%	【対象金額】 【消費税等】		63,600 6,360

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
発行責任者 経理局長
事務担当者 集計部長

000106

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 カジジツツツ」です。



〒100-8101 東京都中央区銀座5丁目15番8号
株式会社時事通信
代表取締役 吉田 克彦
電話 03(6800)1111 番付
登録番号: T7010001018703



ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号
06	04	11	
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
	お引出し	¥69,960	
お取扱枚数	*****		
おつり	残	高	

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥550	11100080	
お取引先 明細 カ) シ"シ"ツウシンシャ 様			
シ"ミントウリス"オカシキ"タン			
様 TEL054-254-2111			

06.520.38 ⑪ (裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号
06	04	11	
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
	お引出し	¥69,960	
お取扱枚数	*****		
おつり	残	高	

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥550	11100080	
お取引先 明細 カ) シ"シ"ツウシンシャ 様			
シ"ミントウリス"オカシキ"タン			
様 TEL054-254-2111			

06.520.38 ⑪ (裏面もご覧ください)

000107

No. 4月-15

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	7	0	5	1	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容 地方行政購読料 R6.4.1～R7.3.31

地方行政 購読料	¥69,960
振込料	¥550
	¥70,510 .-

支払年月日 令和 6 年 4 月 11 日

支払先住所 東京都中央区銀座5丁目15-8

支払先名称 株式会社 時事通信社

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 6 年 4 月 11 日

会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000108

No.4月 - 16

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 11日				
支払年月日	6年 4月 11日				
金 額	38,350 - 円				
内 容	建通新聞購読料 (24/4/01~9/30) として				
支 払 先	建通新聞社				
備 考	@6,300×6ヶ月分 ¥37,800 振込手数料 ¥550 ¥38,350 出納簿 確認欄 ✓				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000109

No. 4月 - 16

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	3	8	3	5	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容 建通新聞購読料 24 /4/01～9/30

建通新聞	¥37,800
振込料	¥550
	¥38,350 -

支払年月日 令和 6 年 4 月 11 日

支払先住所 静岡市駿河区豊田1-9-34

支払先名称 建通新聞社

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 6 年 4 月 11 日

会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000110

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号
06	04	11	
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
	お引出し	¥37,800	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残	高

キャッシング	手数料	時刻	お取扱いできない場合
	¥550	11050077	

お振込先明細

カ) ケンツウシンフンシャシス"オカ
シヤ 様
シ" ユウミンシコトウシス"オカシキ"カイキ"イン
タ" 様 TEL054-254-2111

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号
06	04	11	
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
	お引出し	¥37,800	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残	高

キャッシング	手数料	時刻	お取扱いできない場合
	¥550	11050077	

お振込先明細

カ) ケンツウシンフンシャシス"オカ
シヤ 様
シ" ユウミンシコトウシス"オカシキ"カイキ"イン
タ" 様 TEL054-254-2111

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

購読料請求書

自由民主党静岡市議会議員団 様

2024年 03月 19日

ご請求金額 37,800円(消費税額 2,800円)

<明細>			
静岡版	(2024年04月~2024年09月)	37,800円 *	
8%対象	35,000円	消費税	2,800円

※「*」は軽減税率対象商品
※購読中止の連絡がない場合は継続とさせていただきます。
中途解約に伴う返金には応じかねますのでご了承ください。
※2023年7月より購読料金を改定しております。

<お振込み先>
被振込銀行
取引店名
口座番号
口座名義 静岡新聞社 静岡支社
※振込手数料はご負担ください。

株式会社 建通新聞社

登録番号 T2180001025332

郵便はがき

料金後納
郵便

〒420-0853

静岡市葵区追手町5-1 静岡市役所内
議員控室

自由民主党静岡市議会議員団 様

お客様コード

〒422-8027
静岡市駿河区豊田1-9-34
株式会社 建通新聞社 静岡支社
TEL (054) 288-8121

000111

支出伝票

000112

請 求 書

令和 6年 4月 1日

自由民主党静岡市議会議員団

様

静岡市葵区日出町2番地の1

田中産商第一生命共同ビル

公益財団法人静岡市勤労者福祉サービ

理事長 新村 敏

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 3,600 円

内 訳		金 額	
会費	2 名	3,600	円
お1人様(4月～6月分) 1,800 円			

※同封の振込用紙でお振込ください。

納 入 期 限

令和 6年 4月25日

000113

払込受領書

ゆうちょ銀行・郵便局でのお支払の場合は、左側の2枚だけをお出してください。	お客様番号
	ご依頼人
	自由民主党 静岡市議会議員団様
	受取人
	公益財団法人静岡市勤労者福祉サービス(総代行CNS)
	金額
	¥3,600
	備考
	2024年度1期
	受領印
	収入印紙 コンビニ支払用 24.4 11
	(ご依頼人控)

000114

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	3	6	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | ⑧ 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

勤労者福祉サービスセンター 会費
4～6月分として

支払年月日 令和6年4月11日
支払先住所 静岡市葵区日出町2番地の1
支払先名称 静岡市勤労者福祉サービスセンター

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和6年4月11日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000115

No.4月-18

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 11日				
支払年月日	6年 4月 11日				
金 額	20,130 - 円				
内 容	静岡ビジネスレポート 購読料(24/4/1~9/30)として				
支 払 先	静岡ビジネス社				
備 考	@3,300×6ヶ月分 ¥19,800 振込手数料 ¥330 ¥20,130 .- 出納簿 確認欄 ✓				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000116

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号									
06	04	11										
銀行番号		店番号		科目		口座番号						
お取扱店			お取引内容				お取引金額					
			お引出し				¥19,800					
お取扱枚数		*****										
			おつり		残		高					

キャッシング		手数料		時刻					お取扱い できない場合			
		¥330		11060078								

お振込先明細・ご案内

カ)シス"オカビ"シ"ネスシャ 様
シ"ユウミンシユトウシス"オカシキ"カイキ"イン
ン 様 TEL054-254-2111

06.520.38 ①①

(裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号			
06	04	11				
銀行番号		店番号	科目	口座番号		
お取扱店		お取引内容		お取引金額		
		お引出し		¥19,800		
お取扱枚数	*****					
	おつり		残		高	

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合			
	¥330	11060078				

お振込先明細・ご案内

カ)シス"オカビ"シ"ネスシャ 様
シ"ユウミンシユトウシス"オカシキ"カイキ"イン
ン 様 TEL054-254-2111

06.520.38 ①①

(裏面もご覧ください)

購読料請求書

自由民主党静岡市議会議員団 様

2024年 03月 15日

ご請求金額	19,800円(消費税額 1,800円)
＜明細＞	
ビジネスレポート	(2024年04月～2024年09月) 19,800円
10%対象	18,000円
消費税	1,800円

※購買中止の連絡がない場合は継続とさせていただきます。
中途解約に伴う返金には応じかねますのでご了承ください。
2023年7月より購読料を改定しております。

＜お振込み先＞

被振込銀行
取引店名
口座番号
口座名義 静岡ビジネス社

※振込手数料はご負担ください。

株式会社 静岡ビジネス社

登録番号 T8080001002939

郵便はがき

料金後納
郵便

〒420-8602

静岡市葵区追手町5-1

自由民主党静岡市議会議員団 様

お客様コード

〒422-8027
静岡市駿河区豊田1-9-34
株式会社 静岡ビジネス社
TEL (054) 288-8131

000117

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	0	1	3	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容 静岡ビジネスレポート購読料 (24/4/1～9/30)

静岡ビジネスレポート	¥19,800
振込料	¥330
	¥20,130 .-

支払年月日 令和 6 年 4 月 11 日

支払先住所 静岡市駿河区豊田1-9-34

支払先名称 静岡ビジネス社

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 6 年 4 月 11 日

会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000118

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 11日				
支払年月日	6年 4月 11日				
金 額	52,250 - 円				
内 容	TSR情報誌 年間購読料 として				
支 払 先	東京商工リサーチ				
備 考	購読料 ¥51,700 振込手数料 ¥550 ¥52,250 .-				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000119

〒420-0853
静岡県静岡市葵区追手町5-1
静岡市役所内 本館2階



株式会社 東京商工リサーチ

自由民主党静岡市議会議員団 御中

〒100-6810 千代田区大手町1-3-1 JAビル
TEL. 03-6910-3132 FAX. 03-5221-0705

登録番号 T5010001134287

注) ご契約内容についてのお問い合わせは
契約担当支社店へお願いいたします。



20101-0006409#

2023年(令和5年)10月1日から開始となる「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」に伴い、
2023年7月ご利用分の請求書より以下の表示に変更しております。

- ・登録番号(インボイス番号)掲載
- ・税率ごとの小計に対して消費税計算(適格請求書1枚につき1回、税率ごとに算出)
- ※詳細はホームページをご確認ください。<https://www.tsr-net.co.jp>

下記の通りご請求申し上げます。

顧客コード	請求金額
	51,700円
本体価格	47,000円
消費税	4,700円

※振込手数料はお客様にてご負担をお願いいたします。

金融機関	支店	種別	口座
口座名: カトウキョウリサーチ			

上記金融機関へ60日以内にお振込ください。

軽減税率対象商品

<商品別内訳>

品名	数量	金額	備考
情報料金	1	47,000	

本体価格小計(10%対象)	47,000
仮受消費税	4,700
本体価格小計(8%対象)	0
仮受消費税	0

<約先内訳明細>

自由民主党静岡市議会議員団

<弊社担当支店 静岡支店>

054-262-9671

納品日	伝票番号	品名	期間	ポイントNo.	数量	金額	備考
240125	52168323	T S R情報静岡県版	24/04/01-25/03/31		1	47,000	
		本体価格小計(10%対象)				47,000	
		本体価格小計(8%対象)				0	
		小計				47,000	

000120



ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号			
06	04	11				
銀行番号	店番号	科目	口座番号			
お取扱店			お取引内容		お取引金額	
			お引出し		¥51,700	
お取扱枚数						

おつり		残 高				

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合			
	¥550	1107	0079			
カ) トウキヨウ ショウコウ リサーチ 様 シ"ユウミンシユトウシス"オカシキ"カイキ"イン 内"ン 様 TEL054-254-2111						

06.520.38 ⑪ (裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号			
06	04	11				
銀行番号	店番号	科目	口座番号			
お取扱店			お取引内容		お取引金額	
			お引出し		¥51,700	
お取扱枚数						

おつり		残 高				

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合			
	¥550	1107	0079			
カ) トウキヨウ ショウコウ リサーチ 様 シ"ユウミンシユトウシス"オカシキ"カイキ"イン 内"ン 様 TEL054-254-2111						

06.520.38 ⑪ (裏面もご覧ください)

000121

No. 4月 - 19

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	5	2	2	5	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容 TSR情報誌 年間購読料 として

購読料	¥51,700
振込手数料	¥550
合計	¥52,250

支払年月日 令和 6 年 4 月 11 日
支払先住所 東京都千代田区大手町1-3-1
支払先名称 東京商工リサーチ

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 6 年 4 月 11 日
会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団
代表者名 鈴木 和彦

000122

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費				
実施年月日	6年 4月 11日				
支払年月日	6年 4月 11日				
金 額	33,000 - 円				
内 容	日本教育新聞 購読料 として				
支 払 先	日本教育新聞社				
備 考	2024/04~2025/03 2,750円×12ヶ月 出納簿 確認欄 ✓				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000123

振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)

この受領証は、大切に保管してください。

口座番号
加入者名
金額
振込先
ご依頼人
料
金
備考

日本教育新聞社

千 百 十 万 千 百 十 円
3 3 0 0 0

銀行 支店

おなまえ

自由民主党静岡市議会議員団

(消費税込み)

円 附 印

24.4.11

CVS収納用収入印紙貼付欄

(お客様控)

000124

請 求 書

2024 年 4 月 3 日

自由民主党静岡市議会議員団

様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社

代表取締役 小林 幹

東京都港区白子 3-2-10

電話 03 (3) 289-7008

《お支払い先》



・口座名義 株式会社日本教育新聞社

合計請求額	33,000 円	読者コード		請求書番号	0004682401
(内税)					
【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。					
	品 名	部 数	期 間	金 額	備 考
前回請求額				33,000 円	2023/04-2024/03
今回入金額				33,000 円	
差引繰越額				円	
今回請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2024/04-2025/03
合計請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2024/04-2025/03

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	3	3	0	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容 日本教育新聞 購読料

支払年月日 令和 6 年 4 月 11 日

支払先住所 東京都港区白金台3-2-10

支払先名称 日本教育新聞社

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 6 年 4 月 11 日

会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000125

支 出 伝 票

		代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 12日				
支払年月日	6年 4月 12日				
金 額	1,740 - 円				
内 容	消耗品代(テプラテープ)として				
支 払 先	栗田商会				
備 考 ※明細は別紙参照					
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000126

領 収 証

静 No 402110

自由民主党静岡市議会議員団 殿

令和 6 年 4 月 5 日

右金額正に領収致しました	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
					¥	1	7	4	0
内消費税額									

ただし

テプラテープ代として

10%対象

軽減 8 %

非課税

金 額 ¥ 1740
(税込)
消費税 ¥ 158
☒ 現 金 ☐ 小切手 /
☐ 相 殺 ☐ 手 形 /
☐ 振 込 B/K 店

静岡市駿河区西金6-2-37

~~静岡市葵区駒形通6-7-1~~

収入印紙

株式会社 栗田商会 静岡支店

支店長 浅田 光 哲

TEL 054-252-1211(代表)

本 社 名古屋市中区上前津二丁目11番1号

取扱者印

本領収証に社印取扱者印無きもの金額訂正のもの及び複写書でないものは無効とします

登録番号 T4180001028044

000127

請 求 書

伝票No. 2404113180016

納入部番

貸社注文番号

貸社伝票番号

6年4月12日

自由民主党静岡市議会議員団 様

¥ 1,740

株 田商全
〒4100001028044
登録番号 14180001028044
取引銀行
10%対象売上 1,582
消費税 158
AX (054)291-6113

下記内訳の通りご請求致します。

品名	単位	数量	単価	金額	備 考
アラプロフェッショナル	個	2	791	1,582	
SS12K					

前 金 計	1,582	消 費 税	158	総 込 金 計	1,740
-------	-------	-------	-----	---------	-------

毎度ありがとうございます。お気付きの点がございましたらお知らせ願います。
破損品・不良品はお取替えいたします。

000128

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 ③ 広報広聴費 8 人 件 費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 12日				
支払年月日	6年 4月 12日				
金 額	118,800 円				
内 容	市政報告 折込代				
支 払 先	静岡オリコミ				
備 考	★ 宮城展代 議員 18000部 × @6.6				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000129

領 収 証

自由民主党静岡市議会議員団

宮城展代 様

No. 001341

R6年4月12日

金額	¥	1	1	8	8	0	0	-
----	---	---	---	---	---	---	---	---

但 4ラン折込料、4ラン管理料 4/21折込 A3 18,000枚
上記金額正に領収致しました。消費税は含まれています。

内 訳	
現金	0
小切手	



内訳

率 金額(税抜) ¥108,000-

% 消費税額 ¥10,800-

率 金額(税抜)

8% 消費税額

登録番号: T5-0800-0100-2644



チラシの効率を追求する

株式 静岡オリヒメ
会社

営業本部

〒422-8051 静岡市駿河区中野新田359
TEL(054)283-1977 FAX(054)284-0178

浜松支社

〒433-8125 浜松市中区和合町220-1011
TEL(053)474-8833 FAX(053)471-8098

静岡市内センター

〒422-8051 静岡市駿河区中野新田359
TEL(054)283-2226 FAX(054)283-2229

000130

市政報告

自民党静岡市議員団 TEL・FAX
〒420-0853 静岡市葵区追手町5-1 自民党市議員団控室内



ごあいさつ

静岡市議会議員
宮城 のぶよ

令和6年の元旦に能登半島地震がおこり、衝撃の年明けを迎えてしましました。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますよう心よりお祈り申し上げます。

人口減少について

静岡市の人口は、2021年3月現在、674,801人で、政令都市20市で最下位です。中でも女性人口の減少率が高いことがわかっています。

人口が減り続けている背景には、少子高齢化による自然減もありますが、最大の理由は若者の流出です。大学進学時に東京や名古屋に行き、卒業後もなかなか帰ってこない、特に女性の流出が深刻です。さて、これらに対応すべく、難波市政では、企業誘致をするための土地の整備、魅力ある町づくりのための静岡駅南口整備、東静岡駅にはアリーナ整備の計画も進めています。

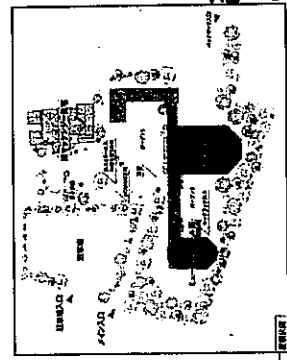
また、現在工事が進んでいる大浜公園プール、マッケンジー邸周辺整備は、令和7年7月には完成予定です。



- 若者が静岡を離れる理由は何が？
- ① やってみたい仕事や勤め先がない
 - ② 給与水準が低い
 - ③ 娯楽、レジャー施設がない 等々

※旧マッケンジー邸と周辺整備

市と契約した民間事業者が、国道150号沿いにレストラン棟やミュージックホール棟などを建設し、旧マッケンジー住宅とともに、地域の賑わいを創出する。旧マッケンジー住宅の修繕も令和7年3月末までに終了し、令和7年4月に公開を再開する予定です。



※「子どもを生み育てるなら静岡市がいいね」と言われるよう子どもまんなかこども家庭庁に行ってきました。

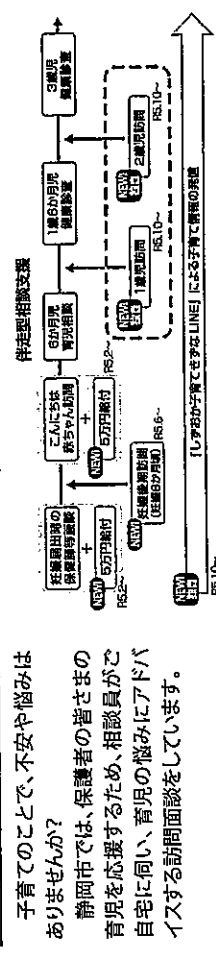
そこでは「子どもまんなか」のスローガンを掲げ、子ども・若者、人ひとりの意見を聴いて、その声をまんなかに置き、政策に反映させていて、すべての子ども・若者が生活していく中でぶつかるとさまざまな課題を解決して、等しく健やかに成長することができる社会を目指しています。身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状況(ウェルビーイング)で、生活を送ることができる社会になるよう、静岡市政に政策提言してまいります。

※「静岡市の女性の語り場」子育てママ編を開いてみました。



それぞれ小学生、保育園、1歳児、0歳児の子育て真っ最中のママたちの中には、市内に頼れる実家が無く、奮闘しているママもいます。支援の全体像はありがたく、充実しているという意見や、支援のすき間をもう少し考えて欲しい等々、それぞれの立場から多くのつぶやきが出てきました。その中でも一番大きな声は、未就園児の一時預かりの情報一元化でした。

※子育て支援 伴走型相談支援「1歳・2歳児訪問」



オアシズ

※梅ヶ島新田温泉「黄金の湯」観光文化経済委員長として、リニューアルオープン式典に出席

梅ヶ島新田温泉「黄金の湯」は、新たな温泉施設で、標高800メートルからの山の息吹を感じ、心と体を癒す憩いの場が完成しました。探せばいろいろある梅ヶ島の魅力がポイント一つでできてワクワクする...みなさんも是非！

【教育施設課】【教育総務課】

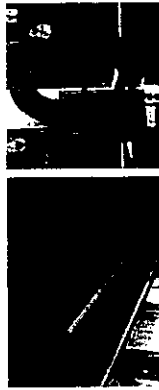
学校の空調設備整備事業

夏場の気温上昇による児童生徒及び教員の健康面を考慮し改善が必要。

事業費	※412,300千円
特定財源	国・県支出金(1/3) 88,988千円
一般財源	市債 194,200千円
一般財源	129,112千円

※令和5年度2月補正を含む当初予算額は…1,663,300千円

1. 小中学校特別教室空調設備整備事業 1,251,000千円
2. 小中学校体育館スポンサー設置事業 60,700千円
3. 高等学校体育館空調設備整備事業 15,600千円



スポンサー

未利用土地

【企画課】

未利用・低利用地等有効活用法人設立検討事業

土地の価格が高く、若い世代の流入や企業の進出が難しい、また、耕作放棄地などの未利用・低利用地や空き家の増加が進んでいる。

【社会共有資産活用推進課】

公共資産活用推進事業

学校統廃合による学校跡地や公共施設の跡地活用が進んでいない。

- ・市有施設の跡地や遊休市有地の積極的な民間活用を促進
- ・民間事業者等との交渉に向けた公共資産の整理
- ・民間活用に向けた事業者ヒアリング

防災

【危機管理課】

災害時3次元点群データ活用事業(ドローン×統合型GIS)

災害の被害状況調査にドローンを導入し、被災状況を具体的に把握が可能になった。また、デジタル技術を活用し災害時の救助・支援を迅速化・効率化する必要がある。

事業費	20,000千円
特定財源	国・県支出金(1/2) 10,000千円
一般財源	10,000千円

1. ドローン等の機材整備 8,770千円
2. 人材育成 8,430千円
3. 自律飛行航路設定 2,800千円



旧京都府立清水小学校
旧豊田市立清水小学校
旧豊田市立清水小学校

出典: THE HOTEL SERVU KYOTO KYOMIZU / glamping & Port 8

子育て支援

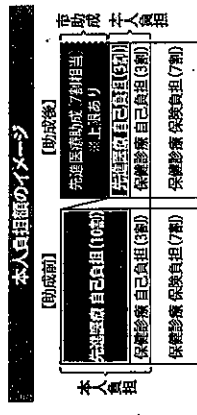
【子ども家庭課】

不妊治療支援事業

不妊治療に対し、令和4年4月より保険適用となつたが、「先進医療」は保険適用外のため、利用者の経済的負担が大い。そこで、新年度より先進医療に対して補助をし、自己負担を3割とする。

事業費	64,500千円
特定財源	国・県支出金(1/2) 32,250千円
一般財源	32,250千円

1. ソフト経費(広告宣伝費、委託費、報償費) 1,000千円
2. ハード経費(改裝費、備品購入費) 4,000千円



健康

【健康づくり推進課】

糖尿病発症予防支援事業

本市の有病率が高いことが課題となっており、特に30～50歳代の有病率が増加している。糖尿病は放置すると重症化し、医療費の大きな負担となるため、支援する。

1. ウェアラブル端末等を用いた糖尿病発症予防サービス導入支援
2. バイタルデータ等の分析を活用した糖尿病発症予防に向けた取組
3. KDB(国保データベース)等の分析による糖尿病発症予防に向けた取組

事業費	21,100千円
特定財源	国・県支出金(1/2) 3,300千円
一般財源	10,000千円
一般財源	7,800千円

【高齢者福祉課】

難聴高齢者早期発見・早期支援事業

高齢者(60歳代後半、70歳前半男女)の約2人に1人が難聴である。加齢性難聴などは進行に気づきにくく、適切な支援や受診につなげにくい。孤立を防ぎ生活の質の向上にも繋がるよう取り組む。

1. 早期発見と早期支援の取り組み 6,700千円
2. 補聴器購入費助成の試行実施 1,500千円

事業費	8,200千円
特定財源	国・県支出金(24/125/100) 2,512千円
一般財源	3,350千円
一般財源	2,338千円

市民文化会館

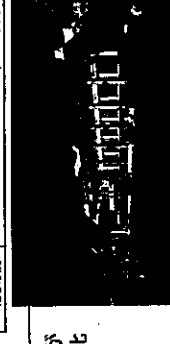
【文化振興課】

静岡市民文化会館再整備事業

開館から45年が経過し老朽化が進んだため、施設の安全性および、市民が文化芸術に触れることができる環境を再整備する。また、バリアフリー化やトイレの増設等、来場者の鑑賞環境の改善を図る。

【事業期間】令和6～9年度
【令和6年度実施内容】実施設計、改修前調査(アスベスト調査、地質調査等)

事業費	124,100千円
特定財源	国・県支出金(1/2) 30,151千円
一般財源	67,000千円
一般財源	26,949千円



000133

領 収 証

No. _____

自民党市議団 様

6 年 4 月 15 日

★ 10,000 -

但 奉代金

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

静岡市葵区谷津 9 8

望 月 信

TEL <054>278-0524

000134

No. 4月 - 24

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓																												
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人 件 費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費																																
実施年月日	6年 4月 15日																																
支払年月日	6年 4月 15日																																
金 額	6,600 円																																
内 容	名刺代																																
支 払 先	ワーク春日																																
備 考	<table border="0"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>按分</td> <td></td> <td></td> <td>通算</td> </tr> <tr> <td>宮城議員</td> <td>500枚</td> <td>¥6,600</td> <td>× 1/2 =</td> <td>¥3,300</td> <td></td> <td>500枚 / 1200枚</td> </tr> <tr> <td>繁田議員</td> <td>500枚</td> <td>¥6,600</td> <td>× 1/2 =</td> <td>¥3,300</td> <td></td> <td>500枚 / 1200枚</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td></td> <td></td> <td>¥6,600</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								按分			通算	宮城議員	500枚	¥6,600	× 1/2 =	¥3,300		500枚 / 1200枚	繁田議員	500枚	¥6,600	× 1/2 =	¥3,300		500枚 / 1200枚	計				¥6,600		
			按分			通算																											
宮城議員	500枚	¥6,600	× 1/2 =	¥3,300		500枚 / 1200枚																											
繁田議員	500枚	¥6,600	× 1/2 =	¥3,300		500枚 / 1200枚																											
計				¥6,600																													
				出納簿 確認欄	✓																												

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000135

No.4月 - 24

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	6	6	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

名刺代(@13.2×500枚×1/2(按分))×2人分

支払年月日 R 6 年 4月 15日

支払先住所 〒420-0823 静岡市葵区春日3-3-10

支払先名称 ワーク春日

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 6 年 4月 15日

自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000136

領 収 書

自由民主党静岡市議会議員団 御中

印紙

No. [redacted] 省路

2024年4月15日

社会福祉法人 恩賜財団
静岡市葵区
済生会支部 静岡
就労継続支援B型事業所
施設長 阿部

下記正に領収いたしました。

領収金額 (税込) **¥13,200.-**

(内、消費税 ¥1,200.-) 【税率 10 %】

登録番号T3010405001696

品 名	数 量	単 位	単 価	小 計	備 考
名刺印刷	1000	枚	12	¥12,000	2名様(各500枚)
			合 計	¥12,000	(税抜)

000137

請 求 書

自由民主党静岡市議会議員団 御中

請求番号
請求年月日 2024年4月15日

社会福祉法人 恩賜財団
静岡市葵区香
済生会支部 静
就労継続支援B型事業所
施設長 阿部
登録番号T3010405001696

請求金額 (税込) ￥13,200.-

(内、消費税 ￥1,200.-) 【税率 10%】

品 名	数量	単位	単価	小 計	備 考
名刺印刷	1000	枚	12	¥12,000	2名様(各500枚)
合 計				¥12,000	(税抜)

【振込先】

名義人:ワークカスガ シセツチョウ アベユカリ

※上記発行日より1か月以内にお支払ください
※まことに恐れ入りますが、振込手数料のご負担をお願いいたします。



自由民主党静岡市議会議員団

副会長
繁田和三

市役所 静岡市葵区追手町五番一号(静岡市役所)
TEL 054-254-2111
電話 (054) 254-2111

Kazumi Shigeta

SHIZUOKA CITY COUNCIL MEMBER

Shizuoka Municipal Office
5-1 Otemachi Aoi-ku Shizuoka-shi Japan
Phone +81-54-254-2111

自由民主党静岡市議会議員団

総務会長
宮城展代

市役所 静岡市葵区追手町五番一号(静岡市役所)
TEL 054-254-2111
携帯電話 (054) 254-2111

Nobuyo Miyagi

SHIZUOKA CITY COUNCIL MEMBER

Shizuoka Municipal Office
5-1 Otemachi Aoi-ku Shizuoka-shi Japan
Phone +81-54-254-2111

000139

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 ③ 広報広聴費 8 人 件 費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 15日				
支払年月日	6年 4月 15日				
金 額	134,063 円				
内 容	静岡市政だより 折込代				
支 払 先	静岡オリコミ				
備 考	★ 福地健 議員 4.29円 × 31250枚				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000140

R6年4月16日

但 4/19折込料 4/19折込 B4 31,250枚
上記金額正に領収致しました。消費税は含まれています。

内 訳	
現金	
小切手	
振込	0



株式 静岡オリーブ

営業本部 〒422-8051 静岡県駿河区中野新田359
TEL(054)283-1977 FAX(054)284-0178

浜松支社 〒433-8125 浜松市中区和合町220-1011
TEL(053)474-8833 FAX(053)471-8098

静岡市内センター 〒422-8051 静岡県駿河区中野新田359
TEL(054)283-2226 FAX(054)283-2229



000141

静岡市政だより

令和6年7月1日発行 第100号

日頃から市政運営にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。
今回の広報紙では「令和6年度の当初予算額」と「新規事業や主要な取組み」を掲載しています。
新しい市長のもとで静岡市がどのように変化して行くのか？市民の皆さんと情報共有し、市議会としても最善の提言をしていきたいと考えています。ご多用のこととは存じますが、ご覧いただければ幸いです。

静岡市議会議員 (3期目)
福地 健がお届けします！

【令和6年度の静岡市の当初予算額は？】



静岡市の新規事業や主要な取組み (抜粋)

〇プレミアム付き商品券販売を發行

- 物産高騰対策として25%のプレミアムが付いたデジタル商品券を52万口発行します。
- 販売価格：1口5,000円 (1人最大4口まで申込可能) → 額面金額は1口6,250円
- 販売期間：令和6年5月10日 (金)～5月31日 (金) ※応募多数の場合は抽選となります。
- 利用方法：スマホアプリに購入金額を入れる「コーザースキップ方式」 ※紙では発行しない
- 問合せ先：しずく商品券事務局 0120-566-550 (9時～19時)

〇紺屋町・御幸町地区市街地再開発

- 紺屋町、紺屋町・御幸町地区の再開発事業に対し助成を行います。
- 整備概要 地上27階/地下1階 (商業施設、住宅)
- 事業期間 令和6年度～令和12年度

〇東静岡地区アリーナ施設検討事業

- 令和6年度は整備基本計画の策定を目指します。

〇清水海洋文化施設建設事業

- 水族館と博物館の近接を越えた総合ミュージアムを整備。
- 供用開始 令和8年度予定
- 施設規模 延床面積 約8,477㎡、地上5階

〇大浜公園再整備事業

- 1年を過ぎた大浜公園へ再整備を行う。
- 令和6年度～令和7年度 建設工事
- 令和7年7月 リニューアルオープン予定

裏面へ続く

静岡市の新規事業や主要な取組み (友粋)

子育て支援・教育の充実と健康長寿の推進 68.2億円

- ①雨の日でも過ごせる子どもの遊び場の設置
- ②不妊治療支援 (先進医療了割相当を助成)
- ③第2子以降の保育料負担軽減
- ④特別支援教育の推進
- ⑤小・中学校の特別教室や体育館への空調設置
- ⑥学校のトイレ洋式化を加速
- ⑦有機産物を活用した学校給食の提供
- ⑧学校給食で静岡茶を提供し食育を推進する
- ⑨データ分析による難病発症予防施策
- ⑩介護サービス事業者へのICT導入を支援

地域の文化力の向上 58.4億円

- ①東静岡地区まちづくり計画を策定
- ②清水焼原城址の改修 (照明や駐車場など)
- ③市民文化会館の再整備をスタート
- ④JR静岡駅北口の国道横断ルートを検討
- ⑤JR静岡駅南口の駅前広場を再整備
- ⑥清水駅東口ペDESTリアンテナックを整備
- ⑦フルートランドスフォーメーション推進
- ⑧南アルプスエコエコパーク保全活用

地域経済の活性化 93.8億円

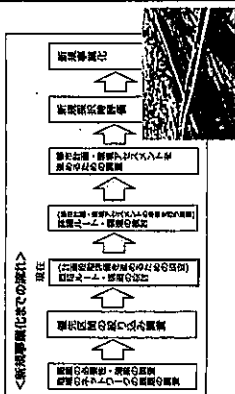
- ①未利用・低利用地等の活用を促進
- ②企業立地の促進に向けた候補地の調査
- ③県産品など公共資産の活用を推進
- ④スタートアップと協業・共創を促進
- ⑤有機農業を推進するプラットフォーム構築
- ⑥食・農・歴史をテーマにした観光促進
- ⑦夜景を活かしたナイトツーリズム推進
- ⑧日本平公園の魅力増強

災害対応力の強化 132.7億円

- ①災害情報を総合的に発信するサイトの構築
- ②大規模災害時に備えトイレットラック導入
- ③水道住宅の耐震診断・耐震補強の支援
- ④田川流域の水位・氾濫予測システムの構築
- ⑤水道の耐震化・液状化対策の推進
- ⑥大内新田地区への雨水貯留施設整備

“長沼大橋の架け替え”を含めた「長沼交差点改良」の進捗状況

長沼大橋は、架設後50年以上が経過し老朽化が進行しています。
橋本体を築造したローケン形式の橋脚と同じ仕様となっており耐震補強を実施していますが早期に架け替える必要があります。
そこで令和2年度に静岡市長を会長とした「国道1号長沼交差点機能強化促進期成同盟会」を設立し国への要望活動を継続してきました。
その結果、国による「計画段階評価」へと進み、昨年の夏には大規模なアンケート調査が実施されました。結果にステータアップしています。
私達は引き続き“早期の新規事業化”を目指し力強く活動してまいります。



000142

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 ③ 広報広聴費 8 人 件 費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 16日				
支払年月日	6年 4月 16日				
金 額	85,030 円				
内 容	市政報告 折込代				
支 払 先	清水オリコミ				
備 考	★ 堀 努 議員 10000部 × @8.47 = ¥84,700 振込手数料 ¥330 ¥85,030 出納簿 確認欄 ✓				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000143

御中

御請求書

〒424-0808 静岡県清水区大井町3-1
TEL: 054-364-5234 FAX: 054-364-9900

＜お振込先＞

御請求金額

84,700

恐れ入りますが、お振込手数料はご負担願います。

担当者：

税抜金額 (10%)	税抜金額 (8%)	非課税	消費税額 (10%)	消費税額 (8%)
77,000	0	0	7,700	0

[illegible]

000144

2024年4月16日

領 収 書

012204

自民党静岡市議会議員団堀努様

(様分)

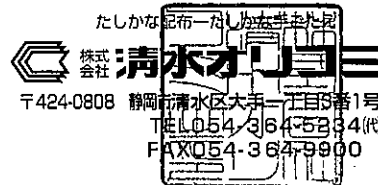
折込月日	枚 数	単 価	金 額	摘 要
4月17日	10,000枚	7.7	77,000	折込代
月 日	枚			
月 日	枚			
月 日	枚		7,700	消費税10%
計	10,000枚		¥84,700-	消費税込価格

上記金額正に領収いたしました。

■取引銀行



登録番号 T2080001008132



収入印紙

キャッシュサービスご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。
ただいま、お取引いただきました明細は下記のとおりで
ございます。どうぞお確かめください。

お取引内容		お取引日		お取引時刻	
振替振込		06-04-16		14:51	
お取扱店		機番	処理番号	お取扱できない場合	
お取引銀行		お取引店	科目	口座番号	
		お取引金額			
				¥84,700	
ご利用手数料		お取引後残高			
¥330					

株式会社清水オリコミ 様
堀 努 様
054-388-9371

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。
銀行員が店舗外や電話などで暗証番号をお
尋ねすることはありません。
○裏面もあわせてご覧ください。

印紙税申告書
付添う
税務署へ提出

キャッシュサービスご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。
ただいま、お取引いただきました明細は下記のとおりで
ございます。どうぞお確かめください。

お取引内容		お取引日		お取引時刻	
振替振込		06-04-16		14:51	
お取扱店		機番	処理番号	お取扱できない場合	
お取引銀行		お取引店	科目	口座番号	
		お取引金額			
		¥84,700			
ご利用手数料		お取引後残高			
¥330					

株式会社清水オリコミ 様
堀 努 様
054-388-9371

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。
銀行員が店舗外や電話などで暗証番号をお
尋ねすることはありません。
○裏面もあわせてご覧ください。

印紙税申告書
付添う
税務署へ提出

000145

No. 4月－26

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	3	3	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | ③ 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

市政報告折込 振込料

支払年月日 6 年 4 月 16 日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

令和6 年 4 月 16 日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000146

南アルプスの保全

リニア中央新幹線静岡工区を巡り静岡県とJR東海の対立が長期化する中、県内で唯一リニアが通過する自治体として、静岡市が果たすべき役割は何でしょうか。ネイチャーポジティブという言葉があります。2030年までに生物多様性の損失を止め、回復させることを目指す概念ですが、南アルプスの水生生物や天空の花畑の保全に向けて、環境影響評価法の趣旨に則り、可能な限りベストを尽くす必要がありそうです。



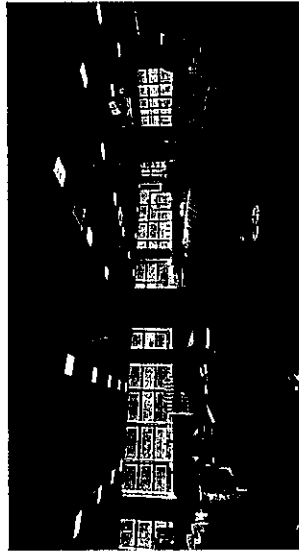
ブルー・トランスフォーメーション(BX)

2月17日、H3クレッツ2号機の打ち上げが成功しました。その宇宙より到達が困難とも言われる未知の領域「深海」は、地球最後のフロンティアとも呼ばれております。水深200mは既に深海です。清水港は三保灯台を沖に約4km進むと一気に水深500mの斜面が水深1200mの駿河トラフまで続く、絶好のデスフィードです。BXとは、清水港や駿河湾を重要な源泉と見なし、その資源をより効率的かつ持続可能な方法で利用することで経済・環境・社会の好循環を追求するもので、時代の潮流と、地理的な利点を活かした、清水区における新時代の成長戦略です。



子どもの屋内遊び場

天候に左右されず安全に遊べる環境は、子どもの健全な成長と発達に重要な役割を果たし、保護者にとっても心地よい子育て環境を提供してくれます。私が親として屋内子ども遊び場に最も求めるものは安全性です。例えば、遊具の安全性、事故防止のための監視体制、衛生状態などが挙げられます。また、保護者の期待と要望は多岐にわたるため、民間事業者にとってはコストと感じることでしよう。予算補助する以上は、本市の適切な関与が重要です。



清水と生きる
清水を活かす

「清水と生きる」という思いを胸に、「清水を活かす」行動を市議会議員として実践します。市民の皆様と共に、より良い未来を創造しましょう。

01

令和6年
春号

自由民主党 静岡市議会議員団

市政報告

〒420-0853 静岡市葵区追手町5-1 静岡市役所本館2階

TEL・FAX

静岡市議会議員 堀 努

ごあいさつ

令和6年能登半島地震により犠牲になられた方々に深く哀悼の意を表し、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

今回の市政報告は、令和6年2月定例会での代表質問の概要をまとめたものです。我が会派の堀努（ほりつとむ）政務調査会長が登壇者となり、2月29日に質問戦が行われました。質問は大きく6つの項目に分かれ、「市政運営」「安全・安心なまちづくり」「暮らしのまちなみづくり」「活力あるまちづくり」「暮らし豊かなまちづくり」「持続可能なまちづくり」というテーマに沿って展開されました。それぞれの項目が、防災・子ども・教育・福祉・経済・環境など、多様な具体的な内容となるよう努めました。

本来は全44問の質問ですが、紙のスペースの制限により、今回は24問のみを選択して掲載しています。皆様にも少しでも目を通していただき、静岡市議会に興味を持っていただけることを願っています。

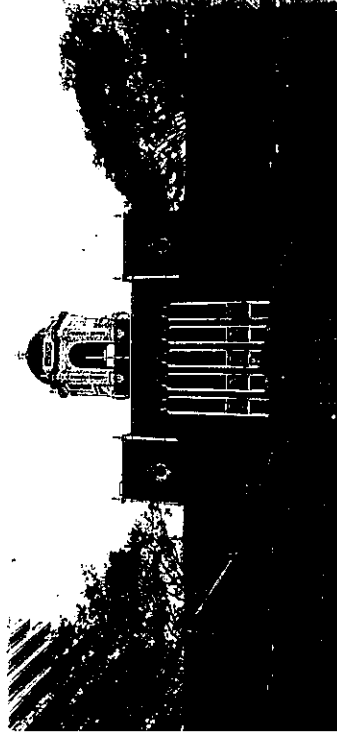
さて、静岡市はアジア初となるSDGsハブ都市として、「誰一人取り残さない」という理念の実現に向けて、その一翼を担い、4次総に組込み、地域レベルで実践を通じて国際社会への責任を果たすことで「世界に輝く静岡」の実現を目指そうとしてきました。

しかし、昨年9月、国連SDGsサミットでSDGsの達成は「危機的」と宣言されました。これは、2015年のSDGs策定時には想定されていなかった、新型コロナウイルス感染症や、ロシアのウクライナ侵攻、パレスチナ・イスラエル戦争など、深刻な問題に世界が直面しているからです。令和の時代はVUCA（注1）に特徴づけられ、予測が困難な状況です。このような時代には、新しい技術や思考法を持つリーダーが必要で、

一方で、永い歴史を俯瞰すると、時代を超えた普遍的な価値観があるはずで、例えば、相手への敬意、誠実さ、信頼、協力、などが挙げられますが、これらが人間関係を築く基盤となり、個人や組織が長期的な成功を収めるための鍵となります。

我が会派一同は、歴代の首長がその時代ごとに果たしてきた役割に敬意を払い、新たな市長に対して誠実に向き合い、市民の皆さんに信頼される政治に努め、そして皆さんと協力してより良い未来を築き上げていくことを、ここに宣言いたします。

（注1）「Volatility（変動性）」、「Uncertainty（不確実性）」、「Complexity（複雑性）」、「Ambiguity（曖昧性）」の4つの英単語の頭文字を取って作られた造語。



静岡市役所本館（議会議場）

昭和9年に建築され、象牙色のタイルを基調にテラコッタを多用した外観と、モザイクタイル貼りのドームを持った塔が印象的な建造物です。国の登録有形文化財にも指定されています。

令和6年度予算で、海洋産業革新と旧3保飛行場活用の2事業を進める。海産物の持続可能な利用や高度な養殖技術、海洋調査技術の開発、そして人材育成を通じて、持続可能な海洋経済の拠点を目指す。旧飛行場は、将来の技術開発の場として利用計画を策定。これらの取り組みで、海洋研究の強化を図る。

(注5) ブルートランスフォーメーション：海洋産業分野での技術変革。

13 持続可能な観光地域づくりの取組は？

【答弁】市長

本市の観光における課題（滞在時間の延伸、宿泊者数の増加、観光消費単価の向上）に対応するため、観光コンテンツの充実や中長期的な視点からの観光基本計画を令和6年に策定した。また、官民が一体となって、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを推進していく。



美食・絶景・歴史による感動体験

15 有機農業の今後の取組は？

【答弁】農林水産統括監

有機農業の拡大を目指し、「静岡市グリーン農業フォーラム」を設立した。令和4年の有機農業面積は0.7%に過ぎませんが、2050年までに25%まで増やす計画。令和6年度には、お茶の有機栽培の技術実証、有機堆肥の製品化推進、農薬削減のための実証、学校給食と小売業者との販路確保を含む4つの取組を実施して、収益性の高い持続可能な農業を目指す。

5 暮らし豊かなまちづくり（公共施設・都市）

17 清水都心地区のまちづくりの方針と今後の取組は？

【答弁】都市局長

清水都心地区の活性化のために、みなと側とまち側の協力によるまちづくりを進める。令和6年度からは、公民協働で具体的な活性化策を検討するための「清水都心地区まちなか再生指針」の策定に着手する。



清水都心地区まちなか再生事業想定エリア

14 物流の2024年問題（注6）対策は？

【答弁】経済局長

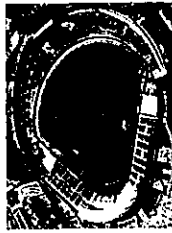
本市の物流業はGDPの約8%を占め、2024年問題への十分な対応は8.6%に留まる。市は静岡県トラック協会と協力し、業界の現状や課題の理解を深め、適正運賃の確保や賃上げのための政策推進を国に要望。また、11月の補正予算で、物流事業の生産性向上を支援するための助成策を設けた。

（注6）4月に始まるトラック運転手の残業規制で輸送能力低下が懸念される問題。

16 プロ野球「くふうハヤデベンチヤーズ」静岡への支援策は？

【答弁】観光交流文化局長

くふうハヤデの地域価値創出に向け、市民と球団を結びイベントや学校訪問、広報活動を実施し成層機運を高める。下支えとして、球団創設支援にネーミングライツ料の大半を配分し、「地域おこし協力隊」を用いて球団の地域根付きを促進する。



18 海洋・地球総合ミュージアムをより良い施設とするための取組は？

【答弁】海洋文化都市統括監

新しい展示では、駿河湾の環境をプロジェクトンアジアターで直感的に体感できるよう計画している。2050年の温室効果ガス排出実質ゼロ目標に向けて、断熱性能向上や高効率機器の採用、地域マイクログリッドへの参加でエネルギー消費を抑える取り組みを進めている。また、バリアフリー化にも努め、多言語対応や音声案内を含む利便性の向上を図っていく。



★至エスバルスドリームプラザ
イメージであり実際の形状と異なる可能性がありま。

19 日本公園基本計画改定の方角性は？

【答弁】都市局長

計画の見直しは、久能山東照宮の国宝指定や三保松原の世帯産登録など、周辺の重要な変化に対応するため行われる。この計画は、サステナブル・ツーリズムの拠点としての機能強化、交通渋滞対策、周辺施設との連携強化、新しい魅力的な施設の設置、及び原風景である茶畑の保全を目指していく。令和6年度には多様な分野の専門家による委員会を立ち上げ、計画改定を進める予定。

6 持続可能なまちづくり（DX・GX・SDGs）

21 交通DX（注7）、とりわけ自動運転の実用化にむけた取組は？

【答弁】都市局長

乗務員不足対策として、デジタル技術による自動運転の導入が注目されています。今年度はGW期間に駿府城公園でレベル2の自動運転実験を開始。令和6年度には清水港でレベル2の実証実験を2つ計画しており、一つは江房と日の出地区間の輸送、もう一つは日の出地区での観光向け小型モビリティの実証。

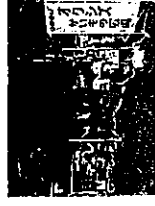
（注7）デジタルトランスフォーメーション：デジタル技術を使い、市民サービス向上と業務効率化による社会変革を指す。



23 住み続けられるオクシズ（注9）の取組は？

【答弁】農林水産統括監

第4次総合計画および地域おこし計画の一環として、オクシズでは日常生活支援の「オクシズ買い物広場」と移動保健室の実施、黄金の湯の改修による交流活性化、そして人材と地域の仕事をマッチングする組合設立準備を進めている。これらの取組みを通じて、持続可能な発展を目指す。（注9）静岡市の中山間地の総称。「奥静岡エリア」の愛称。



20 静岡市中央卸売市場の将来は？

【答弁】経済局長

昭和51年開設の市場は、48年間で建物や設備の老朽化が進み、現代の要請に応えられず、取扱高もピーク時の約68%減少している。持続可能な経営には、出荷者や小売事業者との協力による取扱数量の回復と、選ばれる市場へと成長するためのソフトとハードの双方での将来構想の策定が必要。

22 環境問題と経済成長の両立を目指す す本市のGX（注8）の取組は？

【答弁】副市長

本市はカーボンニュートラル達成を目指し、企業の脱炭素経営転換を支援している。意識醸成セミナーや省エネ・再エネ導入の伴走型支援を提供し、具体事例を紹介して企業の取り組みを促進。静岡商工会議所と連携し、中小企業の支援を通じて環境保護と経済成長の両立を目指す。

（注8）再生可能エネルギーへの転換と産業構造の改革を通じて、環境保全と経済成長を両立させる取組。

24 家庭ごみ減量に向けた今後の取組は？

【答弁】環境局長

市民と企業が連携し、家庭ごみ減量に向けた啓発活動を強化する。しずてつストアやセブンイレブンと協力し、実践的な活動を推進。共創による活動の輪が広がり、今後はリユースに焦点を当てた不燃・粗大ごみの処理改善に努めることで、さらなるごみ減量を目指す。

4Rに取り組みることが大切です



000149

No. 4月 - 27

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人 件 費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 17日				
支払年月日	6年 4月 17日				
金 額	3,144 円				
内 容	事務所 通信費 4月分				
支 払 先	NTTファイナンス				
備 考	★ 高木強 議員 事務所通信費 ¥6,289 × 1/2 = ¥3,144				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000150

No. 4月 - 27

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	3	1	4	4

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所 通信費 4月分
(月額通信料の1/2)

支払年月日 6 年 4 月17 日
支払先住所 東京都港区港南1丁目2番70号
支払先名称 NTTファイナンス

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

令和 6 年 4 月 17 日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団
代表者名 鈴木 和彦

000151

内訳項目 金額 (円) CHARGE DESCRIPTION BY CATEGORY	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇基本使用料等 (計) 5,700	5,200	ご利用期間 (3/1~3/31)	合 算
◇通話料・通信料 (計) 16	0	戸建・タイプA/西2	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 2	500	(参考) @nifty利用 ドコモ光電話基本使用料	合 算
◇消費税等相当額 (計) 571	16	光電話番号: 054-340-9201	合 算
◇合計 6,289	2	2月ご利用分	合 算
	571	1 番号あたり2円のご請求となります	合 算
	6,289	合算表示の料金合計×10%	
		合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、3月末で	

000152

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 ⑧ 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4 月 18日				
支払年月日	6年 4 月 18日				
金 額	32,000 - 円				
内 容	職員退職金共済 4月分 として				
支 払 先	中小企業退職金共済本部				
備 考 ☆ 支払方法は口座振替です。 ¥32,000 (¥16,000×2名) 06-04-18 BF *32,000 チフタイキヨウカキキ					
					出納簿 確認欄 ✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000153

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	3	2	0	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | ⑧ 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

職員退職金共済 4月分 として

支払年月日 R6 年 4月 18日

支払先住所 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号

支払先名称 中小企業退職金共済本部

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R6 年 4月 18日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000154

000155

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 ⑧ 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 19日				
支払年月日	6年 4月 19日				
金 額	13,650 - 円				
内 容	社会保険労務士報酬 4月分 として				
支 払 先	経営労務コンサルタント杉本事務所				
備 考	労務士報酬 12,257 源泉所得税 1,393 領収額 ¥13,650 .-				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000156

請 求 書

令和 6 年 4 月 19 日

自由民主党静岡市議会議員団 殿

静岡市駿河区緑が丘町14-12
経営労務コンサルタント杉本事務所
代表 杉本 忠
TEL054-283-3100
FAX054-283-3192
T4810046763241

令和 6 年 4 月分

¥12,257.-

顧問料(10%対象)	¥	12,409
消費税(10%)	¥	1,241
源泉徴収税	¥	1,393
差引受取額	¥	12,257

但し 顧問報酬、労務管理報酬、手続報酬、賞与・給与計算報酬として
報酬規定に基づきご精算申し上げます

領 収 書

令和 6 年 4 月 19 日

自由民主党静岡市議会議員団 殿

令和 6 年 4 月分

¥12,257.-

顧問料(10%対象)	¥	12,409
消費税(10%)	¥	1,241
源泉徴収税	¥	1,393
差引受取額	¥	12,257

上記の金額正に領収致しました

印紙税法の
規定により
非課税

静岡市駿河区緑が丘町14-12
経営労務コンサルタント杉本事務所
代表 杉本 忠
T4810046763241
TEL054-283-3100
FAX054-283-3192

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓		
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 ⑧ 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費						
実施年月日	6 年 4 月 19日						
支払年月日	6 年 4 月 19日						
金 額	577,374 - 円						
内 容	職員給与 4月分 として						
支 払 先							
備 考	<table border="1"> <tr> <td>出納簿 確認欄</td> <td>✓</td> </tr> </table>					出納簿 確認欄	✓
出納簿 確認欄	✓						

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000158

領 収 証

自由民主党静岡市議会議員団

会長 鈴木和彦 様

令和6年4月19日

¥ 291,129 .-

但 職員給与 4月分 として
上記正に領収いたしました。

住所

氏名

領 収 証

自由民主党静岡市議会議員団

会長 鈴木和彦 様

令和6年4月19日

¥ 286,245 .-

但 職員給与 4月分 として
上記正に領収いたしました。

住所

氏名

000159

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人 件 費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 20日				
支払年月日	6年 4月 20日				
金 額	5,800 円				
内 容	日刊工業新聞 4月分				
支 払 先	海野新聞店				
備 考					
			出納簿 確認欄	✓	

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000160

領収証(自動振替通知)

自民党市議団 様

2024年 4月分

(32) 316.00自振

お問合せNo. [REDACTED]

(8%対象 5,800 税 429)

(10%対象 0 税 0)

品 名 (*は軽減税率対象)	数量	金 額	備 考
*日刊工業新聞	1	5,800	

合 計 金 額

5,800 円

毎度ご購読誠にあり
がとうございます。
金額には消費税が
含まれています。

R6/

月 20 日

古紙を回収ご希望の方は、配達員又は
右記販売店まで連絡ください。

有限会社海野新聞店

静岡市葵区上土一丁目1-2

Tel 261-1377 Fax 261-1378

登録番号 T7-0800-0200-0777



000161



静岡市葵区
追手町
市役所本館
2F

5-1

領 収 証

(21-10) 【お客様照会番号】

24年 4月分

ご購入ありがとうございます。
ございます。

購読紙	数	金額
*毎日新聞 朝刊	1	4,200
*日経新聞 朝刊	1	4,800
*産経新聞 朝刊	1	3,900
合 計	***	***

*軽減税率対象

取次店 八千代町

登録番号T7080001000654

24年 4月 23日

文字訂正印, 領収印

株式会社 五嶋新聞店
本店/静岡市葵区七間町8番地の20
☎420-0035 TEL (054) 255-2231(代)
0120-40-2083

ご愛読ありがとうございます
上記新聞代金正に領収致しました



静岡市葵区
追手町
市役所本館
2F

5-1

領 収 証

(21-10) 【お客様照会番号】

24年 4月分

ご購入ありがとうございます。
ございます。

購読紙	数	金額
*静岡新聞	1	3,300
合 計 [税込]		¥16,200
(8%税抜対象額 15,000 消費税 1,200)		

*軽減税率対象

取次店 八千代町

登録番号T7080001000654

24年 4月 23日

文字訂正印, 領収印

株式会社 五嶋新聞店
本店/静岡市葵区七間町8番地の20
☎420-0035 TEL (054) 255-2231(代)
0120-40-2083

ご愛読ありがとうございます
上記新聞代金正に領収致しました

000163

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 23日				
支払年月日	6年 4月 23日				
金 額	3,700 - 円				
内 容	読売新聞 4月分 として				
支 払 先	読売エコー				
備 考					
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000164



読売新聞 領収書

登録番号 T4040001007854

お問合せNo

お名前 自由民主党静岡市議会議員団 様

葵区追手町5-1

本館2F

06年 4月分

銘 柄	部 数	金 額
1 読売新聞朝刊 ※	1	3,700
2		
3		
合 計		3,700 円

◇左記の通り領収しました

領収日 令和6年4月23日

※は軽減税率 (10.0%対象
(8.0%対象0円消費税 (0円)
3,700円消費税 (274円)

読売センター静岡県庁前

株式会社 よみうりエコー

静岡県静岡市葵区駒形通3-3-3

TEL 054(252)0441

領収印



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

000165

支 出 伝 票

		代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	6年 4月 25日				
支払年月日	6年 4月 25日				
金 額	3,819 - 円				
内 容	消耗品代(封筒)として				
支 払 先	栗田商会				
備 考 ※明細は別紙参照					
					出納簿 確認欄 ✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000166